

1981—82年度

# クラブアッセンブリー



1981年7月

鹿児島西ロータリークラブ

会長 中 村 俊 雄

幹事 徳 沢 紀 生

国際ローター・クラブ委員会・1・月

国際ローター・クラブ委員会の活動は、世界平和と国際理解の促進を目的として、世界各国のローター・クラブを通じて行われており、その活動は、世界平和と国際理解の促進に大きく貢献している。

# ロータリーを通じて

## 世界理解と平和を

### WORLD UNDERSTANDING AND PEACE THROUGH ROTARY

#### ローター・クラブ

ローター・クラブの活動は、世界平和と国際理解の促進に大きく貢献している。

ローター・クラブの活動は、世界平和と国際理解の促進に大きく貢献している。

ローター・クラブの活動は、世界平和と国際理解の促進に大きく貢献している。

#### ローター・クラブ

ローター・クラブの活動は、世界平和と国際理解の促進に大きく貢献している。

## R・I・会長マッキヤフリー氏の横顔

カリフォルニア州ストックトンクラブの会員同市のパシフィック大学総長で、ソウルのアジア地域大会でスピーカーをされました。

氏はR・Iには、理事・副会長・第513地区ガバナー・委員会の委員長として貢献されました。又、これまで地域商工業振興諮問委員長、カイザー・アルミヤスタンダード石油会社の役職などに就かれた経歴もあります。

## 第273地区ガバナー大久保圭一郎氏の紹介

本 籍 熊本市出町3番地  
現住所 熊本市稗田町2の51  
生年月日 大正13年7月6日

### 学・職歴

昭和17年 3月 熊本県立熊本中学校卒業  
昭和19年 9月 第五高等学校卒業  
昭和22年 9月 東京帝国大学法学部卒業  
昭和22年10月 産業復興公団勤務  
昭和25年 5月 フンドーダイ醤油KK入社  
昭和32年 5月 フンドーダイ醤油KK代表取締役社長就任  
昭和40年 9月 久屋KK(酒類卸)を設立 社長に就任、現在に至る  
昭和50年 5月 全国醤油工業協同組合副会長に就任、現在に至る  
昭和53年 6月 フンドーダイ醤油KK代表取締役会長に就任

### ロータリー歴

昭和34年 7月 熊本ロータリークラブ入会  
昭和50～53年 熊本RC副会長  
昭和53年 熊本RC会長  
  
昭和45～46年 地区青少年交換委員  
昭和46～47年 地区青少年交換委員長

### その他の役職

現在熊本県醤油組合理事長、熊本県経営者協会理事、日本醤油研究所理事等

## ロータリーとは

### ロータリーの目的

社会生活における人間の幸福は、他人への思いやりと助け合いにあるとするロータリーでは、国際奉仕、社会奉仕、職業奉仕、クラブ奉仕の4部門を設け、各自の職業を通じて、奉仕の理想を推進することを目的としており、そのためには(1)広く知己を求めて奉仕の機会を多く持つ。(2)各自の職業に誇りをもってその道徳的基準を高める。(3)公私の別なく奉仕の理想を実行する。(4)国際的にも理解と友情を広め、かつ深める。という四つの道をひらき、そして各自の行動を、①真実かどうか、②みんなに公平か、③好意と友情を深めるか、④みんなのためになるかどうかという四つのテストに照らして反省につとめるものであります。

### 日本のロータリー

わが国のロータリークラブは、1920年(大正9年)10月20日、当時三井銀行の重役であった米山梅吉氏が、シカゴの中央事務局から委任されて初めて東京にこれを創立し、翌10年4月1日、世界で855番目のクラブとして加盟承認されました。その後、太平洋戦争の結果、一時国際ロータリーから脱退するのやむなきに至ったこともありました。その間も、よくロータリーの精神を堅持して会合につとめ、その真髓と組織を維持し、戦後国際ロータリーに復帰するや、益々発展現在では北は北海道、南は沖縄まで、クラブ数1,526、会員数84,622名に達し、なおすべての都市、すべての町にその理想の翼を広げる努力をつづけております。

会員は、地域内の理想にもえる実業家、専門職業人の中から定款により、1業種1人を選び、週1回のクラブ例会出席によって各種職域人の交友を通じて地域社会へのより多くの奉仕の機会を得ようとはかっております。

## ロータリーの綱領

ロータリーの綱領は有益な事業の基礎として奉仕の理想を鼓吹し、これを育成し、特に次の各項を鼓吹育成することにある。

1. 奉仕の機会として知り合いを拓めること。
2. 実業及び専門職業の道徳的水準を高めること。あらゆる有用な職業は尊重されるべきであると云う認識を深めること。そしてロータリアン各自が職業を通じて社会に奉仕するためにその職業を品位あらしめること。
3. ロータリアンすべてがその個人生活、職業生活及び社会生活に常に奉仕の理想を適用すること。
4. 奉仕の理想に結ばれた実業人と専門職業人の世界的親交によって国際間の理解と親善と平和を推進すること。

## 四つのテスト

### THE FOUR WAY TEST

われわれがものごとを考え、言い、または  
為そうとする場合は、これに照合してから  
of the things we think, say or do

I 真実か どうか

is it the truth ?

II みんなに公平か

is it fair to all concerned ?

III 好意と友情を深めるか

will it build goodwill and better friendships ?

III みんなのためになるかどうか

will it be beneficial to all concerned ?

## 目 次

1. 会 長 挨 拶	1
2. 幹事の挨拶と御願い	6
3. 行 事 予 定	7
4. 組織一覧表	9
5. 委員会報告	10
6. 鹿児島西ロータリー・クラブ細則	19
7. 鹿児島西ロータリー・クラブ慶弔規定	27
8. 鹿児島西R・C「友愛文庫」運営規約	28
9. 鹿児島西ロータリー・クラブ奨学金制度要綱	29
10. 鹿児島西ロータリー・クラブ定款	30
11. 財 産 目 録	43
12. 1980-81年度収支決算書 1981-82年度収支予算書	44
13. 備 品 内 訳	49

# 1 会長挨拶

会長 中村俊雄

急遽、会長の御指名をいただき不安でありましたが、慣行に従い御引き受けすることに決心致しました。

もとより浅学非才、準備不足、この大任を果すためには全会員各位の御指導、御援助を御願ひする外はありません。どうぞよろしく御願ひ申し上げます。

1981～82 R・I・会長スタンレー E・マッキヤフリー氏のテーマは、「ロータリーを通じて世界理解と平和を」であります。即ち、ロータリアンは一様に奉仕と善意の理想を抱いてロータリアン一人一人が世界理解を促し、世界を平和の理想に近づける為家庭に於て、職場に於て問いかけ、そしてそれをクラブに於て如何にとり込むかを考え実行に移すことと存じます。

ロータリークラブは奉仕の理想に燃えた志を同じくする友の集まりでありますので、会員は組織に従って全員参加の精神に燃えて積極的に各奉仕部門に精励することが肝要であります。

今年度の活動は、R・I・会長のテーマを主眼に行動することが第一義であります。クラブの重点項目を次のようにしたいと存じます。

1. 各委員会活動に活気あらしめること。
2. 出席率を向上し各種会合には積極的に参加すること。
3. 親睦、融和に工夫を加えること。
4. 均整のとれた会員増強を図ること。

そして会員全員で楽しいクラブの育成に努力し、R・I会長のテーマに応えたいと存じます。

会員皆さんの御指導、御協力を切に御願ひしてやみません。

# 鹿児島西ロータリークラブ

## 委員会活動の重点施策（会長指示）（1981～1982）

### 1. クラブ奉仕担当理事

例会を立派にするための総括

よい会員の選出（職業分類，会員増強，会員選考）

親睦の効果をあげる（出席，親睦，会報，SAA）

奉仕の理想を高める（情報，広報，雑誌）

20周年記念 準備委員の編成，指名，実行項目検討

### 2. 出席委員会 目標100%

① 出席は会員最小限の奉仕——出席率の向上95%以上を確保

② 60%ホームクラブ80%出席の厳守，規程の徹底

③ 各種会合への出席奨励

学習会，F/M，地区大会 IGFに積極的に

④ チェック，指導，及び病欠者の把握と報告

### 3. 親睦活動委員会 工夫をこらせ

① 会員相互

(1) 例会座席の配置，委員会別，誕生日別，趣味別，入会別名札，番号，抽せん，丸テーブル，  
年齢別，新入会員に配慮

固定席を作らぬ工夫，自由席

(2) 特別企画，スポーツ（ゴルフ会，レクリエーション，旅行，三木会）

② ビジター

自由席，テーブルマスター，案内

③ 他クラブとの親睦，ゴルフ，花見，祝賀会招待

④ 家族との交わり，誕生祝を夫人にも

観月家族会，家族旅行会

⑤ ニコニコボックス 90万円達成（年間1人1万円基準）

情報入手 自主申告

品物も結構（例会でせりにかける）

⑥ 三木会の実施 年4回

（内部拡大）

### 4. 職業分類委員会

① 職業分類表

分類表検討作成 8月31日まで

未充填職業分類の公表



新入会員の検討分類配属 10%制限

## 5. 会員増強委員会

増強目標 10% 質の向上純増に配慮する。

会員全員の義務として督励

未充填分類から充填 バランスのとれた増強

シニア・アクティブ会員多し, 85%を越えた(ガバナー注意)

老令化しているのを若い人を増強

シニア・アクティブ会員の職業を充填

アデイショナル会員の開発

理由なき退会者が出るのは恥

## 6. 会員選考委員会

- ① 出席の出来る人, 堅実な職業の人, 質の向上
- ② 健康な人
- ③ 社交性のある人
- ④ 将来性ある若手

## 7. ロータリー情報委員会

- ① 学習会の継続………クラブ奉仕の担当とする。  
委員会別, 出席者指定公表  
費用 1,000円 年4回位 1,500円
- ② 新入会員の教育………各種会合に出席奨励, 機会教育実施, 地区大会, IGF学習会 F/M
- ③ 例会に三分間情報 定款, 細則, ガバナー月信, R・I ニュース

## 8. プログラム委員会

- ① 各委員会又は, プログラム委員の分担受持ち。
- ② 行事 20% 会員卓話 30% 部外者 50%程度
- ③ 四大奉仕を具現するもの  
ロータリーを通じて世界理解と平和の具現に努める企画
- ④ 謝礼 5,000円(車代)

## 9. クラブ会報・雑誌委員会

- ① 例会の記録(週報), クラブの歴史, 欠席者への報告, 次例会の予告, 他クラブとの連絡
- ② 理事会議事  
ロータリー行事, 会議会合の議事録(含学習会)を簡潔に(クラブの活動状況)
- ③ 原稿の担当者を決め交代で
- ④ ロータリーの友の利用, 例会で一節を読むと有効

## 10. 広報委員会

- ① ロータリークラブ, 及びロータリアンの地域活動は, マスコミに連絡する。
- ② 新聞, ラジオ, テレビ等報道関係者と仲よしになること。コミュニケーション

- ③ ロータリーの存在価値を機会毎に積極的に広報すること。ロータリーは何をしているかを世間に知らせること。

## 11. S・A・A

例会座席（親睦委員と連携）＝その項参照  
食事，百万ドル 年5回（1回，1,400円）  
早退者防止，スピーチ中の私語禁止  
歌，国歌，ロータリーソング，文部省唱歌＝練習  
外来者との応待

## 12. 職業奉仕

会員卓話，感動談，失敗談，苦勞談，処世訓  
講師の講話，優良事業所見学，ロータリー賞継続実施  
自分の職業を通じて，ロータリアン1人1人が倫理発揮  
四つのテスト活用，身近かな事から始めよ。

## 13. 社会奉仕

社会ニーズの発掘，個人個人の奉仕  
委員会として何が出来るか，ロータリー賞継続実施

## 14. 青少年奉仕

- ① ロータリアンは青少年の模範
- ② ロータリアンは青少年と接触  
ローターアクト例会に出席……………講話  
アクトに自主性を発揮させる  
青少年に関する卓話には招待（ゲスト）  
インターアクト指導教官，生徒，家族会  
メリットをあらしめる方策

## 15. 国際奉仕

外国旅行者 バナー交換 旅行の講話（スクリーン）  
理解を深める 来訪外人の歓迎  
留学生の招待 家族会  
ロータリー財団  
帰国交換学生のみやげ話  
世界社会奉仕  
古切手収集

## 16. ロータリー財団

- 財団推進
- ① 2,800%クラブを目標とする。
  - ② 毎年の寄附額（新入会員，会員）

## 奨励と選考の条件 5

- ③ ポール、ハリス、フェロー（1,000ドル）
- ④ 準フェロー 奨励 費（分納1,000ドル）を勧誘………目標を設定して

教育補助金

米山奨学金

## 2 幹事の挨拶と御願

幹事 徳 沢 紀 生

約40年前、私の陸軍士官学校の生徒の時の区隊長でありました、中村俊雄会長の下で幹事の役を勤めることになりました。

会長の人柄、御考えも良く知り尽して居りますので、補佐役として、又クラブの事務局長として微力ではありますが、光輝ある歴史をもつ西ロータリークラブの為最善の努力を致す所存でありますので、会員の皆様の御指導、御鞭撻と御協力を心からお願い申し上げます。

会長の方針に基き、R.I会長のテーマ「ロータリーを通じて世界理解と平和を」主眼に活動することが現在の混沌とした不安定な世界情勢下、ロータリアンとして最も肝要な事であり、これを如何に具現するか工夫を要する所であると痛感致して居ります。

各委員会もこの「テーマ」を主眼に活発な活動を御願致します。

職業奉仕・社会奉仕・国際奉仕・青少年奉仕の4大奉仕部門は勿論であります、クラブ奉仕の出席、親睦、増強、情報、広報、プログラムの委員会は特に積極的な創意工夫の活動を要望致します。

尚、当クラブの創立20周年記念準備委員会を設置しますのでよろしくお願い申し上げます。

### 3 行 事 予 定

7	2	クラブ協議会（地区協議会出席報告）（RAC例会）	7/6 理事・委員長会
	9	㊦ クラブフォーラム（テーマ……R・I会長のテーマについて）	
	16	決算報告・予算審議・クラブ協議会（活動方針発表）（RAC例会）	7/22 学習会
	23		
	30		
8	6	クラブ協議会（公式訪問を控えて）（RAC例会）	8/7~9 IAC大会（宮崎）
	13	㊦	
	20	（RAC例会）	8/12 学習会
	27	ガバナー公式訪問	8/26 公式訪問クラブ協議会
9	3	（RAC例会）	
	10	㊦	9/9 学習会
	17	クラブフォーラム（青少年奉仕）（RAC例会）	9/18~19 青少年活動週間
	24	観月家族会	三木会
10	1	米山週間に因んで（RAC例会）	10/1~7 米山週間
	8	㊦	10/10~11 RAC大会（熊本）
	15	クラブフォーラム（職業奉仕）（RAC例会）	10/11~17 職業奉仕週間
	22	ファイヤ・サイド・ミーティング	
	29		10/14 学習会
11	5	（RAC例会）	11/7 ゴルフ同好会
	12	㊦	11/11 学習会
	19	R財団週間に因んで（RAC例会）	11/15~21 R財団週間
	26	職場訪問	
12	3	（RAC例会）	12/5~6 地区年次大会（指宿）
	10	㊦ クラブ協議会・（地区大会報告）	
	17	年次総会（RAC例会）	12/9 学習会
	24		
	28	（31日を変更）	三木会

1	7	(RAC例会)	$\frac{1}{18}$ 学習会
	14	㊦ ファイヤ・サイド・ミーティング	
	21	クラブ協議会(上期報告・下期計画) (RAC例会)	
	28		
2	4	(RAC例会)	$\frac{2}{7}$ IGF
	11	休会(建国記念の日)	$\frac{2}{10}$ 学習会
	18	㊦ (RAC例会)	$\frac{2}{21}$ ~27 世界理解週間
	25	クラブフォーラム(国際奉仕)	$\frac{2}{23}$ 国際ロータリー創立記念日
3	4	(RAC例会)	三木会
	11	㊦ ファイヤ・サイド・ミーティング	$\frac{3}{10}$ 学習会
	18	(RAC例会)	$\frac{3}{13}$ ~14 次期会長幹事 研修会
	25	ロータリー賞贈呈式	$\frac{3}{23}$ 西ロータリー創立記念日
4	1	(RAC例会)	$\frac{4}{14}$ 学習会 $\frac{4}{18}$ ~24 ロータリー雑誌 週間
	8	㊦	
	15	クラブフォーラム(社会奉仕) (RAC例会)	
	22	ロータリー雑誌週間に因んで	
	29	休会(天皇誕生日)	
5	6	(RAC例会)	$\frac{5}{12}$ 学習会
	13	㊦ ファイヤ・サイド・ミーティング	
	20	(RAC例会)	
	27		
6	3	(RAC例会)	$\frac{6}{6}$ ~9 国際大会 (米国ダラス) $\frac{6}{9}$ 学習会
	10	㊦	
	17	(RAC例会)	
	24	クラブ協議会(活動報告)	

## 4 組織一覽表

会長(理事)	中村俊雄	副会長(理事)	久保政次
幹事	徳沢紀生	副幹事	水瀨清治
理事	橋口十蔵		内山光男
	吉留益		松田徳平
S.S.A	山下皓三	副S.S.A	新川靖博

委員会	所属委員				◎委員長 ○副委員長	
出席	◎岩元 基	○安田 正治	前田 隆造	河井 時義	安楽紘一郎	
職業分類	◎福田 敏之	○米倉 清嘉	和田 吉人	平岡 禎吉		
会員選考	◎小山 幸義	○池口 恵観	原 三郎	鮫島志芽太	佐伯 寿郎	
会員増強	◎海老原利則	○外西 寿彦	下野 隆三	前田 好文	桜美 四郎	
プログラム	◎瀬戸山勝資	○福満 武雄 牧田 健二	佐伯延次郎	岩元 紀彦	高橋 司	
広報	◎石神 兼康	○藤都喜エ門	二階堂正明	林 其為		
親睦	◎木治屋克己	○池田 広 古木 圭介	谷口 行生 岡山 栄	瀬戸 勝彦 徳永新一郎	隈本 明博 市村	
ロータリー情報	◎小園 正人	○中尾 洋	大庭 昇	高井 敏治	土橋 滋	
会報・雑誌	◎渡辺 忠	○田原迫卓視	柿市 高重	太原 春雄	光吉 正昭	
職業奉仕	◎橋口 十蔵	○中村 善治 肥後 克郎	岡元健一郎	柴山 一雄	岩男 秀彦	
社会奉仕	◎中尾 正昭	○川田 惠一 川上鐵太郎	宇治野純章	徳田 基	新福 栄熊	
青少年奉仕	◎吉留 益	○川畑 正美	鍋島 宏	久保田彦穂		
インターアクト	◎下田平哲夫	○玉川 哲生	桜美 義明	浜田 馨	上原 満	
ローターアクト	◎永松 実夫	○中村 一雄	福田 正臣	田平 礼章	新原 剛	
国際奉仕	◎内山 光男	○藤安 辰造	若松宇治彦	川村 洋		
ロータリー財団	◎三角桂次郎	○岩田 太一	岩元 正二			
ロータリー賞推薦	◎久保 政次	○中尾 正昭 瀬戸山勝資	橋口 十蔵	石神 兼康	渡辺 忠	
地区委員・地区インターアクト委員 瀬戸山 勝 資						

## 5. 委員会報告

### クラブ奉仕委員会

委員長 久保政次  
(副会長)

#### 基本方針

この一年間クラブ奉仕担当理事兼副会長としての重責を負うこととなりましたが、クラブ奉仕の基本である「奉仕の機会として知り合いを拡めること、を効果的ならしめる為には親睦に基いた会員各位の御協力が絶対必要で御座います。

クラブ奉仕関係各委員会の自主性を尊重しつつ各委員会間の連携を密にして、私共のクラブをより良いクラブとし楽しい例会とする為に微力を盡くしたいと思ひます。委員長会議も必要の都度開催しその意向を適格に理事会に反映させてゆきたいと思ひて居りますので会員各位の御協力を切に御願ひ致します。

### 出席委員会

委員長 岩元 基

委員 安田 正治 ・ 前田 隆造 ・ 河井 時義  
安楽 紘一郎

#### 基本方針

出席訂正率100%を目標とする、各種会合への出席を奨励し、全会員へ出席規定を周知せしめるよう努力する。

#### 本年度の計画

1. 連続出席者表彰を引き続き実施する。
2. 常に出席率を把握し、特に欠席者の出席率向上を奨励し、クラブの出席率を高める。
3. 出席規定については情報教育の一環として行なう。
4. ロータリー情報委員会等に協力してもらって地区大会、その他上級会合への出席、特にホームクラブの出席の大切なことを会員にくりかえし強調したい。



## 職業分類委員会

委員長 福田 敏之

委員 米倉 清嘉・和田 吉人・平岡 禎吉

### 基本方針

職業分類にもとづく会員組織計画は、ロータリークラブの活動の基調となるものであるので、理事会及び、関連各機関と協調して、所期の成果をあげるようにしたい。

### 本年度の計画

1. 8月末までに充填，未充填職業分類表を作成して，会員に公示する。
2. 会員増強委員会とも連絡をとり，可能な未充填分類の解消につとめる。
3. 地域内各クラブの職業分類表を参考にして，新しい職業分類表を作成することにしたい。

## 会員選考委員会

委員長 小山 幸義

委員 池口 恵観・原 三郎・鮫島 志芽太

### 基本方針

新入会員候補者の選考にあたっては，まず例会への出席が十分に出来る人であるか，又職業を通じて奉仕に熱意のある人であるかに重点をおきたい。

### 本年度の計画

委員全員で慎重に選考，審査したい。

## 会員増強委員会

委員長 海老原 利則

委員 外西 寿彦・下野 隆三・前田 好文

桜美 四郎

### 基本方針

クラブの充填，未充填の職業分類表を常に検討して，未充填の職業分類に対して適格な人物を理

事に推せんするよう積極的に努める。

### 本年度の計画

1. 職業分類委員会、会員選考委員会と緊密な連絡をとりながら、クラブ全会員に対し、当クラブ職業分類表の未充填有資格者の推せんを訴え協力を求める。
2. シニア、アクティブ会員のかつての職業分類を充填するよう努める。
3. 委員会においては、会員の職業柄等を顧慮し、適格者推せん性の高い人の発掘を計る。
4. 本年度会員増強率を現会員の10%位とする。

## プログラム委員会

委員長 瀬戸山 勝 資

委員 福 満 武 雄 ・ 佐 伯 延 次 郎 ・ 岩 元 紀 彦  
高 橋 司 ・ 牧 田 健 二

### 基本方針

1. 綱領第一の奉仕の機会として知り合いを拡めることに重点をおき、親睦を深め楽しく興味ある例会になる様にプログラムを編成したい。

### 本年度の計画

1. 会員全員に自己PR、又は趣味、感想等を三分間位の範囲で発表して戴く。
2. 卓話者の選定紹介を毎月委員が交替で担当する。
3. 会員のアイデア、アドバイスを受けて今日迄と変わった企画を組込みたい。

## 広報委員会

委員長 石 神 兼 康

委員 藤 都 喜 門 ・ 二 階 堂 正 明 ・ 林 其 為

### 基本方針

新年度の活動方針としては、ロータリーの精神ならびに活動を広く県民に訴えるための活動を積極的に進めることにしたい。そのために二つの方針をあげてみたい。

1. 第1には報道機関との密接な連絡をとり、マス・コミの諸君にロータリーを十分に理解してもらうために、年に数回報道機関との連絡懇談会を定期的に開くことにしたい。

2. 西ロータリーの活動を広く知ってもらうため週報の頒布をもっと広げたい。これによって西ロータリーの存在がもっと認識されることになると思う。

## 親睦委員会

委員長	木治屋 克己
委員	池田 広 ・ 谷口 行生 ・ 瀬戸 勝彦
	隈本 明 ・ 古木 圭介 ・ 岡山 栄
	徳永 新一郎 市村 博

### 基本方針

『ロータリーの原点は親睦にある』との理念に基き会員間の面識と友愛を増し、レクリエーション及び親睦の催し等に会員が奮って参加、クラブの一般目標の遂行に努力する。

### 本年度の計画

1. 会員相互の親睦をより深める為  
A, 例会座席の配置を委員会別, 誕生月別, 趣味別, 入会別, 等に工夫する。  
B, 特に新入会員や外国, 県外ビジターへの配慮
2. 会員夫人の誕生祝の実施
3. 観月家族会の実施(ローターアクト, インターアクト, 留学生等の招待)
4. SAA, 各委員会のご協力を得てニコニコ箱の情報入手
5. 三木会, ゴルフ同好会等の実施, 年四回程度

## ロータリー情報委員会

委員長	小園 正人
委員	中尾 洋 ・ 大庭 昇 ・ 高井 敏治
	土橋 滋

### 基本方針

1. 会員候補者にロータリー・クラブ会員の特典及び責務に関する情報を提供する。
2. 会員, 特に新入会員に, 会員の特典と責務に関する適切な理解を支え, さらにロータリー, その歴史, 綱領, 規模, 活動に関する情報を提供する。
3. 国際ロータリーの管理運営の動向に就いての情報を提供する。

## 本年度の計画

1. 新入会員に対し、特に入会時の個別指導を行なう。
2. 基本方針を具現するため、理事会及び関係委員会との協力をはかる。
3. 引き続き「ロータリー学習会」の強化、充実に努める。このためクラブ全体の勉強会とし、会長主催の下に各委員会の協力を得て、月例学習会の問題別司会者を選び、会員の出席を奨励する。
4. 例会、各種会合及び会報、雑誌への情報の提供
5. ロータリー関係の文献資料の整備

## 会報雑誌委員会

委員長 渡辺 匡

委員 田原迫 卓 視 ・ 柿 市 高 重 ・ 太 原 春 雄

光 吉 正 昭

## 基本方針

週報を通じて会員の親睦増進と全会員が有意義なロータリー活動を推進できるよう努める。

## 本年度の計画

1. 週報の編集については各委員長と連絡を密にしロータリー教育に寄与する記事をのせると共に広く会員の投稿を求めてみんなの関心を呼びそうな記事をのせるよう努める。
2. 「ロータリーの友」を引き続きローターアクト、インターアクトに配布する。

## S A A 委員会

委員長 山 下 皓 三

副委員長 新 川 靖 博

## 本年度の計画

秩序正しく、品位あり、楽しい例会が維持できる様つとめます。又、プログラム委員長とも連絡を毎回とり卓話者が卓話を行ない易く、配慮したいと思います。親睦委員会とも協力して、座席の配位置など十分気をくばりたいと思っております。

S A Aの座席は、一年間固定席とし、例会の運営がスムーズにいづく様、会場監督を行ないます。

## 職業奉仕委員会

委員長 橋口十蔵

委員 中村善治・岡元健一郎・柴山一雄  
岩男秀彦・肥後克郎

### 基本方針

職業を通じて、職場に、社会に奉仕することが奉仕活動の原点であることを再認識し、職業使命感を持つよう強調し、各自の職場にロータリー精神を生かすよう仕向ける。

### 本年度の計画

1. 事例研究の活用に努める
  - ① 個々の会員が実践していることや、成果を挙げた事例を発表してもらい研究する。
  - ② 会員の職場において従業員や外部関係者等表彰されたような場合は例会時発表していただく。
  - ③ 職業奉仕に関するロータリーの本を紹介し、読み易いよう便宜をはかる。
2. 地域社会への奉仕機能を持つ職場を訪問し、その業容を学び、優良従業員を表彰し、その感想を聞き、奉仕のあり方を研究する。
3. 優れた職業人を例会に呼び、その職業や奉仕の内容について理解を深める。
4. 会員に呼びかけ、例会にその従業員を招待し、ロータリー精神について理解をもたせる。
5. プログラム委員会と相談して、例会以外に勉強会を企画し、職業奉仕について討論研究する。

## 社会奉仕委員会

委員長 中尾正昭

委員 川田恵一・宇治野純章・徳田基  
新福栄熊・川上鐵太郎

### 基本方針

地域社会関係が非常に変化した現在では過去の方法を評価検討し、飽きも基本方針を堅持しつつ、他の奉仕委員会とも連絡をはかりどんな奉仕が適切かを検討し現代の新しい問題点をとらえ必要に応えられる活動を計りたい。

### 本年度の計画

1. ~~新聞少年を対象に「ロータリー賞」を継続する~~
2. 僻地の小中学校に対する「友愛文庫」の図書寄贈

## 2. ローター賞の候補者の発掘

### 会員委出奉業部

#### 青少年奉仕委員会

委員長 吉留 益

委員 川畑 正美 ・ 鍋島 宏 ・ 久保田 彦 穂

#### 基本方針

ロータリー活動を通じ青少年との交流を計り、奉仕の理念を吹込み、よりよい社会をつくることに役立つ様指導する。

#### 本年度の計画

1. 例会，行事に助言指導し必要と認められた計画には積極的に援助する。
2. 継続事業の毎月第一日曜日，西駅前清掃，及び施設訪問，273地区阿蘇幹部研修会，野外活動の3つの事業計画に参加し，社会奉仕及び青少年の情緒の安定に努力したい。

#### インターアクト委員会

委員長 下田平 哲 夫

委員 玉川 哲生 ・ 桜美 義明 ・ 浜田 馨

#### 基本方針

私共インターアクト委員会は、鹿高、鶴丸両校IACに対して、それぞれのクラブの自主性を尊重し又適切な助言指導につとめると共に、それぞれのIACとの接触を密にしたいと思います。さしあたっての目標はインターアクト年次大会に全力を上げて参りたいと思います。

#### ローターアクト委員会

委員長 永松 実 夫

委員 中村 一 雄 ・ 福田 正 臣 ・ 田平 礼 章  
新原 剛

## 基本方針

1. ローターアクトの健全で明るい社会奉仕。
  2. 青年の建設的な指導力を養成し、啓発と完成を計る。
  3. ローターアクトとの活動を通じて多くの友人を作る。
  4. 健康を柱に社会的善に対して積極的に参加実行する。
  5. 友愛を中心にした親しみのある雰囲気をつくる。
- 上記項目に対し当委員会は指導、援助、努力を行なう。

## 本年度の計画

1. 少くとも年一回はローターアクト会員、会長及びローターアクト委員、青少年委員全員との合同会合を行なう。
2. 毎月第1, 第3木曜日午後6時30分より高見馬場MBC開発4Fにてローターアクトの例会を行なうので、より多くの参加に努力し、若い人達への助言、指導をする。又、第2, 第4木曜日には理事会を行なう。
3. 年一回開催される273地区ローターアクト研修会への積極的参加。
4. 毎月第1日曜日、朝6時30分より西駅前清掃を行なう。  
用具は不要、服装は軽装とする。
5. その他、西ローターアクト独自の計画立案に対し積極的参加に努力する。

## 国際奉仕委員会

委員長 内山光男

委員 藤安辰造・若松宇治彦・川村洋

## 基本方針

クラブ全会員の協力により、国際理解、親善および平和を増進できるように努めていきたい。

## 本年度の計画

1. 世界社会奉仕について可能な範囲で協力してゆく。
2. 留学生との交流を、深めていく。(家族会への招待)
3. 組合せクラブ330地区JOHORE・BAHRUクラブと、通信その他の方法で親善をはかってゆきたい。

## ロータリー財団委員会

委員長 三角 桂次郎

委員 岩田 太一・岩元 正二

### 基本方針

ロータリー財団に関する情報を広め会員の理解を深め、これに対する支援，及び諸種ロータリー財団プログラムに対し，クラブレベルでの協力を奨励する。

### 本年度の計画

1. 会員及び一般に対し財団に関する広報活動
2. 財団週間に記念講演を行い理解を深める。
3. 補助金候補者の推薦と受領者との懇談
4. 財団資金への支援
5. 100万\$食事の実施回数の増加
6. ポールハリス・フェロー，準フェローの募集強化

## 会員委 計 奉 贈 団

第 三 川 ・ 角 田 幸 三 君 ・ 島 田 安 義 君 委



## 6 鹿児島西ロータリー・クラブ細則

### 第1条

#### 理事及び役員選挙

第1節 役員を選挙する会合の1カ月前の例会において、議長は理事候補者を指名することを求めなければならない。出席会員は何名でも指名することができる。これらの指名は投票用紙に記載されて年次総会において投票に付せられなければならない。そして最多投票数を獲得した7名の候補者を以て当選者とする。

第2節 被選理事は、年次総会后1週間以内にその会合を開いて、下記の役員を互選しなければならない。

- (1) 会長。会長に選ばれた者は、そのあと、次の7月1日に始まる年度に、会長イレクトとして理事会のメンバーをつとめ、会長イレクトとして理事会のメンバーをつとめた年度直後の7月1日に、会長に就任するものとする。
- (2) 1名または数名の副会長。
- (3) 幹事、会計および会場監督。これらの一部または全部に理事会のメンバーをあてることができるし、また、そうしなくてもよい。前記の会合で選任された幹事および会計が理事会のメンバーでなかった場合は、これらの人は、その役職に就任する年度における職権上の理事会メンバーとなるものとし、その理事会メンバーとしての責任と権限は、理事会の定めるところによる。

第3節 理事会又はその他の役職に生じた欠員は残りの理事会員の決定によって補填すべきものとする。

第4節 任期未到の被選役員又は被選理事の地位に生じた欠員は残りの被選理事会のメンバーの決定によって補填すべきものとする。

### 第2条

#### 理事会

第1節 本クラブの管理主体は本細則第1条第1節に基づいて選挙された理事会とする。

### 第3条

#### 役員任期

第1節 会長。本クラブの会合及び理事会の会合において議長をつとめ、その他通常その職に付随する任務を行なうことを以て会長の任務とする。

第2節 副会長。会長不在の場合に本クラブの会合及び理事会の会合において議長をつとめ、その他通常その職に付随する任務を行なうことを以て副会長の任務とする。

第3節 幹事。幹事の任務は、会員の記録を整理保管し、会合における出席を記録し、クラブ、理事会及び委員会の諸会合の通知を発送し、これらの会合の議事録を作ってこれを保管し、毎年1月1日及び7月1日現在を以て国際ロータリー事務総長に対して行なわなければならない半期会員報告、国際ロータリー事務総長に対して行なうべき会員異動報告、毎月の最終例会の直後地区ガバナーに対して行なわなければならないクラブ例会の月次出席報告を含む諸種の義務報告を国際ロータリーに対して行ない、~~ロータリー誌の購読料を徴収してこれを国際ロータリーに送金し、~~その他通常その職に付

随する任務を行なうにある。

**第4節 会計。** 会計の任務は、すべての資金を管理保管し、毎年1回及びその他理事会の要求ある毎にその説明を行ない、その他その職に付随する任務を行なうにある。その職をさるに当っては、会計はその保管する総ての資金、計算帳簿、その他あらゆるクラブ財産を、その後任者又は会長に引継がなければならない。

**第5節 会場監督。** 会場監督の任務は、通常その職に付随する任務及びその他会長又は理事会によって定められる任務とする。

## 第4条

### 会 合

**第1節 年次総会。** 本クラブの年次総会は毎年12月に開催さるべきものとする。そしてこの年次総会において、次年度の理事の選挙を行なわなければならない。

**第2節** 本クラブの毎週の例会は木曜日12:30に開催するものとする。例会に関するあらゆる変更又は例会の取消しはすべてクラブの会員全部に然るべく通告されなければならない。

**第3節** 会員総数の3分の1を以て本クラブの年次総会及び例会の定足数とする。

**第4節** 定例理事会は毎月第2週木曜日に開催さるべきものとする。臨時理事会は会長がその必要ありと認めた時又は理事会のメンバー2名の要求あるとき、会長によって召集さるべきものとする。但し、その場合然るべき予告が行なわれなければならない。

**第5節** 理事総数の過半数を以て理事会の定足数とする。

## 第5条

### 入会金及び会費

**第1節** 入会金は35,000円とし、入会承認に先んじ納入すべきものとする。

**第2節** 会費は年額15,000円とし、~~各半年毎の各支払額のうち0ドルは各会員の~~ ~~購読料に充当すると云う瞭解のもとに、~~ 毎年2回7月及び1月の第4例会日までに納入すべきものとする。

## 第6条

### 採決の方法

本クラブの議事は、投票による役員及び理事の選挙を除き、口頭による採決を以て処理さるべきものとする。

## 第7条

### 委 員 会

**第1節** (i) 会長は理事会の承認の下に次の常任委員会を任命しなければならない。

社会奉仕委員会

青少年奉仕委員会

国際奉仕委員会

職業奉仕委員会

(ii) 会長はまた、理事会の承認の下に、青少年奉仕及び国際奉仕について、特定分野を担当する次の委員会を任命するものとする。

ローター・アクト委員会

インター・アクト委員会

ロータリー財団委員会

(イ) 社会奉仕委員会、青少年奉仕委員会、国際奉仕委員会及び職業奉仕委員会は、それぞれ会長が理事の中から任命する委員長及び少なくとも2名以上の他の委員から成るものとする。

(ロ) 会長は理事会の承認の下に、クラブ奉仕の中の特定分野を担当する次の各委員会を任命するものとする。

出席委員会

親睦活動委員会

会報雑誌委員会

職業分類委員会

会員選考委員会

会員増強委員会

プログラム委員会

広報委員会

ロータリー情報委員会

ロータリー賞推せん委員会

その他、会長はクラブ内の諸事項管理のため必要と考える委員会を任命するものとする。

(ハ) クラブ諸委員会の任命について、可能且つ実際的である限り、1名又は数名の委員を再任するか又は1名又は数名の委員を2カ年の任期を以て任命することにより委員会に継続性を持たせる規定を設けるべきものとする。

いかなる委員も本細則に別段の規定ある場合を除き、連続2年を超えて同一委員会の委員となることはできない。

(ニ) 職業分類委員会、ロータリー情報委員会および青少年奉仕委員会は、各々3名以上の委員を以て構成されるものとし、それぞれ毎年1名の委員を3年の任期を以て任命するものとする。

本規定に基づく最初の任命は次の如く行なうものとする：3名以上の委員を任命：その中1名は1年、1名は2年、1名は3年の任期を以てそれぞれ任命する。

(ヒ) 雑誌委員会は、可能である限りクラブ会報編集及び地元新聞又は広告関係の会員を委員の中に含めなければならない。

(ヘ) 会長は又、クラブ奉仕の諸活動全部に対して責任を持つクラブ奉仕担当理事を1名任命しなければならない。この理事は、クラブ奉仕の各特定分野について任命されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務を持つものとする。

(ホ) 会長は、職権上すべての委員会の委員となるものとし、その資格において委員会に付随するあらゆる特典を持つものとする。

(コ) 各委員会は本細則によって付託された職務及び更にこれに加えて会長又は理事会が付託する事項を処理すべきものとする。理事会によって特別の権限を与えられた場合を除き、これらの委員会は、

理事会に報告してその承認を得るまでは行動してはならない。

## 第 8 条

### 委員会の任務

**第 1 節 社会奉仕委員会。**この委員会は、本クラブの会員がその地域社会に対する諸責務を遂行する上に役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。この委員会の委員長は本クラブの社会奉仕活動に責任を持ち、社会奉仕の諸特定分野について任命されるあらゆる委員会の仕事を監督しこれを調整するものとする。

**第 2 節 青少年奉仕委員会。**この委員会は、青少年の特殊性に鑑み青少年がその業務を遂行するよう指導し、援助する方策を考案しこれを実施するものとする。この委員会の委員長は、本クラブの青少年奉仕活動に責任を持ち、青少年奉仕の諸特定分野について任命されるあらゆる委員会の仕事を監督しこれを調整するものとする。

① **ローター・アクト委員会。**この委員会は、ローターアクトに関する事項を担当する特定委員会でローターアクト・クラブの会員が、地域社会に対する奉仕を通じて、指導力と善良なる市民精神を涵養し、国際理解と平和の運動を推進し、指導者としての資質と高い道徳水準の認識による、職業上の責任を促進する目的をもって、本クラブが提唱して結成するローターアクト・クラブの育成発展のために指導と援助を与えるものとする。

② **インター・アクト委員会。**この委員会は、インターアクトに関する事項を担当する特定委員会で、インターアクト・クラブの会員が他人に対する思いやりと、家庭と家庭の重要性及び地域社会、国家及び世界情勢に関する知識を深め、奉仕と世界的友好精神で共に働く機会を与える目的を以て、本クラブが提唱して結成する、インターアクト・クラブの育成発展のために指導と援助を与えるものとする。

**第 3 節 国際奉仕委員会。**この委員会は、本クラブの会員が、国際奉仕に関する事柄において、その諸責務を遂行する上に役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。この委員会の委員長は本クラブの国際奉仕活動に責任を持ち、国際奉仕の諸特定分野について任命されるあらゆる委員会の仕事を監督しこれを調整するものとする。

(a) **ロータリー財団委員会。**この委員会は、ロータリー財団に関する情報を広め、かつこれに対する支援を促進する上に役立つ方策を考案しこれを実施するものとする。

**第 4 節 職業奉仕委員会。**この委員会は、本クラブの会員が、その職業関係における諸責務を遂行し、各会員それぞれの職業における慣行の一般水準を引上げる上に役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。この委員会の委員長は、本クラブの職業奉仕活動に責任を持ち、職業奉仕の諸特定分野について任命されるあらゆる委員会の仕事を監督しこれを調整するものとする。

**第 5 節 (a) 出席委員会。**この委員会は、すべてのクラブ会員があらゆるロータリーの会合に出席すること—これには、地区大会、都市連合会、地域大会及び国際大会への出席も含まれる—を奨励する方法を考案するものとする。この委員会は特に本クラブの例会への出席と、本クラブの例会に出席できない場合の他クラブ例会への出席とを奨励し、全会員に出席規定を周知せしめ、出席を良くするためのより良き奨励策を講じ、そして出席不良の原因となる諸事情を確かめてこれを除去することにつとめるものとする。

- (b) 親睦活動委員会。この委員会は、会員間の知り合いと友誼を増進し、用意されたロータリーのレクリエーション及び社交的諸活動への参加を会員に奨励し、本クラブの一般目的の遂行上会長又は理事会が課する任務を果たすものとする。
- (c) 会報雑誌委員会。この委員会は、クラブの活動状況を記録するとともに、興味ある記事も掲載することによって会員の親睦を深め、また、ロータリー教育の情報の徹底に寄与するための会報を編集し発行するものとする。又、ロータリアン誌及び／又はレピスタ・ロータリアに対する読者の関心を喚起し、雑誌週間を主催し、クラブの例会プログラムにおいて毎月雑誌の簡単な紹介を手配し、新会員の教化に雑誌を利用することを奨励し、ロータリアンでない講演者に雑誌を贈呈し、図書館、病院、学校、その他の図書閲覧室のために国際奉仕並びにその他の特別購読を取計らい、ニュース資料と写真を雑誌編集者に送り、その他あらゆる方法によって雑誌を本クラブ会員及びロータリアン以外の人々に役立てるものとする。
- (d) 職業分類委員会。この委員会は、毎年できるだけ早く、遅くとも8月31日以前にその地域社会の職業分類調査を行なわなければならない。その調査から、職業分類指針を用いて充填及び未充填職業分類表を作成しなければならない。必要の場合は本クラブの現会員の持っている職業分類を再検討しなければならない。そして、あらゆる職業分類の問題について理事会と協議しなければならない。
- (e) 会員選考委員会。この委員会は、会員に推薦されたすべての者を個人的の面から検討して、その人格、職業上及び社会的地位並びに一般的な適格性を徹底的に調査しなければならない。そしてすべての申込みに対する委員会の決定を理事会に報告しなければならない。
- (f) 会員増強委員会。この委員会は、絶えず本クラブの充填及び未充填職業分類表を検討し、そして開放された職業分類を充填するために適当な人物の氏名を理事会に推薦するよう積極的につとめなければならない。
- (g) プログラム委員会。この委員会は、本クラブの例会及び臨時の会合のためのプログラムを準備し、手配しなければならない。
- (h) 広報委員会。この委員会は、(1)広く一般世間に、ロータリー、その歴史、綱領及び規模に関する情報を提供し、そして(2)本クラブのために適切な宣伝を行なう方策を考案しこれを実施するものとする。
- (i) ロータリー情報委員会。この委員会は、(1)会員候補者にロータリー・クラブ会員の特典と責務に関する情報を提供し、(2)会員、特に新入会員に、会員の特典と責務に関する適切な理解を与え、(3)会員にロータリー、その歴史、綱領、規模、活動に関する情報を提供し、(4)会員に国際ロータリーの管理運営の動向に就いての情報を提供する方策を考案しこれを実施するものとする。
- (j) ロータリー賞推せん委員会。この委員会は、本クラブの制定するロータリー賞を授与すべき者を選考し、これを理事会に推薦する。この選考はロータリー精神に則って地域社会に奉仕するロータリアン以外の未だこのような賞を受けたことのない者の中から行なう。

## 第9条

### 賜 暇

理事会に対し書面を以て、正当且つ充分な理由を具して申請することによって、会員は一定期間を限

り本クラブの例会出席義務を免除する賜暇が与えられる。

## 第10条

### 財 政

第1節 会計は本クラブの資金をすべて理事会によって指定される銀行に預金しなければならない。

第2節 すべての勘定書は役員2名の署名する伝票に基づき、会計の署名する小切手を以てのみ支払われるべきものとする。本クラブのすべての会計事務については毎年1回公認会計士又は他の有資格者によって全面的な監査が行なわれなければならない。

第3節 資金を預り或いはこれを取扱う役員は、本クラブの資金の安全保管のために理事会が要求することあるべき保証を提供しなければならない。保証の費用は本クラブが負担するものとする。

第4節 本クラブの会計年度は7月1日より6月30日に至る期間とし、会費徴収の目的のためにこれを7月1日より12月31日に至る期間及び1月1日より6月30日に至る期間の2半期に分けるものとする。国際ロータリーに対する人頭分担金と雑誌購読料の支払いは、毎年7月1日及び1月1日にそれぞれ当日の本クラブ会員数に基づいて行なわれるべきものとする。

第5節 各会計年度の初めに理事会は、その年度の収支の予算を作成し、又は作成せしめなければならない。その予算は、理事会によって承認された後、各費目毎に支出の限度となるものとする。但し、理事会の議決によって別段の指示がなされた場合はこの限りでない。

## 第11条

### 会員選挙の方法

第1節 正会員（アデシショナル正会員を含む）(1) 本クラブの正会員、シニア・アクティブ会員もしくはパスト・サービス会員または会員増強委員会によって推薦された会員候補者の氏名は、書面をもって、本クラブ幹事を通じ、理事会に提出されるべきものとする。この推薦は、本節に別な定めのある場合を除き、暫くこれを秘密にしておかななければならない。

(2) 理事会は、職業分類委員会に対し、推薦された会員候補者の資格要件を職業分類上の見地から審査して、これを理事会に報告するよう要請し、さらに、会員選考委員会に対し、当該候補者の資格要件を、人格、職業上および社会的地位ならびに一般的適格性の見地から調査して、これを理事会に報告するよう要請するものとする。

(3) 理事会は、職業分類委員会および会員選考委員会の勧告を審査して、その承認または不承認を決定し、これをクラブ幹事を通じて、推薦者に通知しなければならない。

(4) 理事会の決定が肯定的であった場合は、推薦者は、ロータリー情報委員会の委員1名または数名と共に、被推薦者に対し、ロータリーの目的およびクラブにおける会員の特典と義務について説明しなければならない。この説明の後、被推薦者に対し、入会申込書の記入および提出を求め、また、本人の氏名および本人に予定されている職業分類をクラブに発表することについて承諾を求めなければならない。

(5) 被推薦者の氏名の発表後10日以内に、理事会がクラブ会員の誰からも推薦に対し、理由を付記した書面による異議の申し立てを受理しなかった場合は、会員候補者は、本細則第5条に定める入会金を納めることにより、会員に選ばれたものとみなされる。

理事会に対し異議の申し立てがあった場合は、理事会は、定例または臨時の理事会会合において

これを審議し、当該被推薦者について票決を行なうものとする。この定例または臨時の理事会会合において、出席理事会メンバーの反対投票が1票を超えなかった場合は、被推薦者は、所定の入会金を納めることにより、クラブ会員に選ばれたものとみなされる。

本節の規定により会員が選挙されたときはクラブ幹事は、当該会員に対して会員身分証明書を発行し、その氏名を国際ロータリー事務総長に報告しなければならない。

(6) 当該会員は、クラブの例会において、新会員として正式に紹介されなければならない。

**第2節 シニア・アクティブ、パスト・サービス、及び名誉会員。**これら3種類の会員のいずれかに推薦された候補者の氏名は書面を以て理事会に提出されなければならない。そして、その選挙は正会員の場合と同様の形式及び方法を以て行なわれるべきものとする。但し、これら3種類の候補者推薦についてはいかなる定例又は臨時理事会においても審議することができ、理事会はその裁量によって本条第1節に定められている段階の中、いずれの段階をも省略して直ちに被推薦者についての投票を行なうことができる。その定例又は臨時理事会に出席する理事会メンバーの投ずる反対投票が1票を超えない場合は、その被推薦者は正式に選挙されたものと認められるべきものとする。但し、本クラブの正会員又はパスト・サービス会員で、本クラブ定款に定められたシニア・アクティブ会員の資格を備えている者は、自動的に本クラブのシニア・アクティブ会員となるものとする。その場合、このようなシニア・アクティブ会員については申込書も選挙もこれを必要としない。

**第3節 元アディショナル正会員の再選。** (1) 国際ロータリー細則第3条第2節(a)の規定に基づいて本クラブのアディショナル正会員に選挙され、そして本クラブ定款第8条第2節(b)(1)の規定によってその会員身分が終結した本クラブの元アディショナル正会員の入会申込みは理事会によって速やかに審議され、そして同一又は他の職業分類の下になされる他のいかなる申込み又は推薦にも優先して取り上げられなければならない。

(2) 本クラブ定款第5条第5節(b)の規定に基づいて選挙されたアディショナル正会員の会員身分が、その職業分類が空席となったために終結した場合は、その職業分類が再び充填された時彼は再び選挙されることができる。(その場合、その職業分類の保持者が定款第5条第5節(a)の規定に基づいてアディショナル正会員を推薦する権利は侵害されることはない)

(3) 理事会は、その裁量によって、いかなる申込みをも職業分類委員会及び会員選考委員会に付託することができる。そして理事会は、被推薦者の選挙に異議のある会員をして異議の理由を具して書面を以て理事会に通告せしむべき10日間の期間を設定することができる。理事会は、定例又は臨時理事会において — 職業分類委員会、会員選考委員会からの報告及び異議申立の提出のいずれか、もしくは全部がなされている場合はこれを参酌して — 入会申込みを投票に付するものとする。その定例又は臨時理事会に出席する理事会メンバーの投ずる反対票が1票を超えない場合は、その元アディショナル正会員は正式に会員に選挙されたものと認めらるべきものとし、幹事によってその旨通告さるべきものとする。申込みが拒否された場合は、幹事はその旨申込者に通告すべきものとする。

(注；理事会の最終投票によって会員選挙を決するこの細則の規定に代えて、クラブは正会員、シニア・アクティブ会員、パスト・サービス会員又は名誉会員の選挙を、クラブ例会におけるクラブ会員の最終投票によって決定する規定を採用することができる。但し、この場合、その例会には定足

数の出席を必要とし、出席会員の4分の3の賛成投票を必要とすることを規定しなければならない)

## 第12条

### 決 議

第1節 事の如何を問わず本クラブを拘束する決議又は提案は、理事会によって審議された後でなければ本クラブによって審議されてはならない。もしかかる決議又は提案がクラブの会合で提起されたならば、討議に付することなく理事会に付託しなければならない。

## 第13条

### 議事の順序

開会宣言

来訪ロータリアンの紹介

来信及び告示事項

委員会報告(もしあれば)

審議未終了議事

新規議事

スピーチその他のプログラム

閉 会

## 第14条

### 改 正

本細則は、定足数の出席する任意の例会において、出席会員の8分の2の賛成投票によって改正することができる。但し、かかる改正案の予告は当該例会の少なくとも10日前に各会員に郵送されていなければならない。クラブ定款及び国際ロータリーの定款及び細則と背馳する如き改正又は条項追加を本細則に対して行なうことはできない。

※ 改正された条項には下線が付してあります。



## 7. 鹿児島西ロータリークラブ慶弔規定

第 1 条 この規定は、鹿児島西ロータリークラブ会員・家族に対する慶弔並びに見舞いについて定める。

第 2 条 この規定は、慶弔並びに見舞いの事実発生の日から 1 カ月以内に、当該会員・家族又はその事実を知った他の会員・家族からクラブ会長に届出のあったものに限り適用する。

第 3 条 この規定で定める慶弔並びに見舞いは、会長又は副会長、幹事及び親睦委員長の三者で実施するものとする。

但し、差支えある場合は、夫々代行者を以て、之に代え、若しくは、その内二者で代行しても差支えない。

第 4 条 会員が叙勲、褒章（県民表彰、南日本文化賞授賞）等を受けた場合、その他会員の身辺に特に慶事があった場合は、クラブから ¥ 5,000 相当の御祝いをする。

第 5 条 会員が、療養 1 カ月以上を要する傷病にかかった場合は、クラブから ¥ 5,000 相当のお見舞いをする。

第 6 条 会員の住居又は職場が火災・風水害その他不慮の災害により著しい被害を受けた場合は、実情により、クラブから慰問又はお見舞いをする。

前項の裁量はクラブ会長が行う。

第 7 条 会員・家族が死亡した場合は、次の区分によりクラブからお悔みをする。

1. 会 員 ¥ 10,000 と ¥ 10,000 相当のお花
2. 夫 人 ¥ 7,000
3. 父母又は子女 ¥ 5,000

前 1. 2 項の場合は、最も近い例会日に於て黙とうを捧げて弔意を表わすものとする。

第 8 条 当クラブと特に縁故が密接な者又はその家族に対する慶弔若しくは見舞いについては前各条に準じて、会長が理事会に諮り、その都度これを定める。

第 9 条 会員個々に行う慶弔又は見舞い等は自由である。

第 10 条 本規定は、毎年 7 月中に会長が理事会に諮り、改正することができる。

第 11 条 本規定は、昭和 52 年 12 月 8 日より実施する。

## 8. 鹿兒島西 R・C 「友愛文庫」 運営規約

1. この奉仕活動を鹿兒島西 R・C 「友愛文庫」 事業という。
2. この会の運営金は、鮫島志芽太会員の寄附金 10 万円に、ニコニコ箱寄附金の年間総額の約 1 割（約 10 万円）を毎年加算したものとす。
3. この運営金は、離島・辺地等の小・中学校に対し、生徒の情操を豊かにし、生きる喜びと正しく美しいものに対する感動を与えるような読み物を献本するために使用する。  
献本対象学校は、県及び市教育委員会に選定を依頼する。
4. 初年度は、3 校を選定し、1 校に各 20 冊、計 60 冊（1 冊 1,000 円程度）を贈り、初年度の費用は 6 万円とする。原則として同じ学校へ 5 年間継続して贈る。ただし、新設学校等に対しては状況により、2 年又は 3 年限りとするところがある。
5. 2 年度は新しく 2 校を増加し、前年度の 3 校（又は 2 校）と合せて 5 校（又は 4 校）とし、各校 20 冊宛を献本する。  
3 年度はさらに 1 乃至 2 校を増し、遂次継続して献本するものとし、5 年間贈った学校は終結する。
6. 以上の運営業務は、当クラブ理事会の承認を得て社会奉仕委員会が行なう。  
献本の発送は、信用ある書店に依頼し、社会奉仕委員会の認定を得て発送させる。
7. ときどき、献本先学校生徒の感想文や読みたい本の希望文を募集し、選考の上、入選者はクラブ例会に招き、インタラクティブとの交流をはかる。
8. 会員の各家庭に小・中学生向きの図書があれば寄贈を求め、これに加える。
9. この献本は、継続奉仕運動とし、ロータリー精神普及の一端として、その献本奉仕の輪を広げていくことを理想とする。  
このため、運営金増加の方法を絶えず工夫推進するものとする。
10. この運営金の基金 10 万円は、昭和 58 年国際ロータリー第 278 地区年次大会における鮫島会員の記念講演の講師料を、同会員がそのまま寄附されたものである。

## 9. 鹿兒島西ロータリークラブ奨学金制度要綱

### 第1条（目的）

この制度は、ロータリー創立75周年記念事業の青少年奉仕事業として高校生を対象とし、奨学金を給付し、その健全な育成に寄与することを目的とする。

### 第2条（基金）

奨学金の基金として当初は「鹿兒島西ロータリークラブ」の諸積立金の内、500万円を充当し、逐次基金の増額に努め奨学金制度の拡大充実を図る。

### 第3条（基金の運用）

基金は諸金融機関へ預託し、その利息を奨学金に当てる。

### 第4条（奨学金の給付対象）

当初は奨学金の給付対象を鹿兒島西ロータリークラブの「インターアクトクラブ」の高校である鶴丸高等学校、鹿兒島高等学校在学の経済的援助を必要とする母子家庭の子弟、交通遺児及び学校長が特に必要とする者である生徒とする。

但し、基金の充実に伴いその対象を拡大する。

### 第5条（奨学金の給付金額及び対象人数）

当初は月額5千円とし、対象人数は6名を限度とする。

但し、基金の充実に伴い金額、対象人数を増加する。

### 第6条（奨学金給付者の選考）

奨学金給付者は、毎年4月、各学校より推薦された者の中から「インターアクトクラブ」委員会で選考し、理事会に奨学金給付候補者名簿を提出、理事会で決定する。

### 第7条（その他）

其他必要な事項は理事会に於て決定する。

### 第8条（附則）

本要綱は昭和55年4月1日より実施する。

## 10. 鹿兒島西ロータリー・クラブ定款

### 第 1 条

#### 名 称

本会の名称は、鹿兒島西ロータリー・クラブとする。(国際ロータリー加盟会員)

### 第 2 条

#### 区 域 限 界

第1節 本クラブの区域限界は、次の通りとする。

鹿兒島市中央部を貫通する甲突川上流の玉江橋から下流へー西田橋ー高麗橋に至り西へ高麗町本通りー大学通りー中郡電停ー更に電車路線に沿い鴨池公園南角に至り西へ谷山街道を経て宇宿町へ至る鹿兒島市西方区域。

### 第 3 条

#### 綱 領

ロータリーの綱領は、有益な事業の基礎として奉仕の理想を鼓吹し、これを育成し、特に次の各項を鼓吹育成することにある。

- 第1 奉仕の機会として知り合いを拓めること；
- 第2 実業及び専門職業の道徳的水準を高めること；あらゆる有用な職業は尊重されるべきであるという認識を深めること；そしてロータリアン各自が、職業を通じて社会に奉仕するために、その職業を品位あらしめること；
- 第3 ロータリアンすべてが、その個人生活、職業生活及び社会生活に常に奉仕の理想を適用すること。
- 第4 奉仕の理想に結ばれた実業人と専門職業人の世界的親交によって、国際間の理解と親善と平和を推進すること。

### 第 4 条

#### 会 合

第1節 本クラブは、毎週1回、細則に定められた日及び時間に、定期の会合を開かなければならない。但し、非常の場合又は正当な理由ある場合は、本クラブ理事会は、例会を、前回の例会の翌日から次の例会の前日までの間のいずれかの日又は定例日の他の時間又は他の場所に変更することができる。また、例会日が法定休日に当る場合、又は本クラブ会長が死亡した場合、又は地域社会に亘って流行病もしくは災害が発生した場合は、例会を取消することができる。

第2節 本クラブの役員を選挙するための年次総会は、本クラブ細則の定める所に従い、毎年12月31日もしくはそれ以前に開催されなければならない。

## 第 5 条

### 会員身分及び職業分類

**第1節 会員身分。**ロータリー・クラブの会員身分は国際ロータリー定款第4条第3節及び国際ロータリー細則第3条(末尾の「追録」参照)に定めるところによるものとする。

**第2節 職業分類。**(a) 本クラブの各正会員は、その職業に従って分類されるものとする。

(b) 各正会員の職業分類は本人の所属する商社、会社又は団体の主要かつ一般世間がそのように認めている事業活動を示すものでなければならない。また、もし本人が独自に実業又は専門職業にたずさわっている場合ならば、その職業分類は、本人の主たるかつ一般世間がそのように認めている職業活動を示すものでなければならない。

(c) 修正。理事会は、もし事情がこれを必要とする場合は、その裁量によって、在籍中の会員の職業分類を是正又は修正することができる。かかる是正又は修正の提案については当該会員に対して然るべき予告を与えなければならない。そしてその会員には、これに対して聴聞の機会が与えられなければならない。

**第3節 制限。**正会員は、各職業分類から1名ずつとする。但し、国際ロータリー細則第3条の規定により1名以上の正会員が認められている3種の職業分類、即ち、宗教、報道機関及び外交官の職業分類ならびにアディショナル正会員については、この限りではない。

## 第 6 条

### 理事及び役員

**第1節** 本クラブの管理主体は、本クラブの細則の定めるところによって構成される理事会とする。

**第2節** 別段の規定によってここに特に定められた場合を除き、あらゆるクラブの事項に関する理事会の決定は最終であって、クラブに対して提訴する以外にはこれを覆す余地はない。理事会は全役員及び全委員会に対して総括的支配力を持つものとし、正当の理由ある場合は、そのいずれをも罷免することができる。理事会はあらゆる役員及びあらゆる委員会の決定に対する提訴の裁定者となるものとする。理事会のいかなる決定についても、クラブに対して提訴することができる。このような提訴の場合、提訴の対象となった決定は、理事会が指定した例会において、定足数の出席を得て、その出席会員の3分の2の投票によってのみ覆すことができるものとする。そして当該例会の少なくとも5日前に、当該提訴の予告が、幹事により、本クラブの全会員に対して与えられなければならない。

**第3節** 本クラブの役員は、会長、会長エレクト、1名又は数名の副会長、幹事、会計、及び会場監督とする。このうち、会長、会長エレクト及び副会長は、全員理事会のメンバーとする。また、幹事、会計及び会場監督は、本クラブ細則の定むるところに従って、その全員又は一部が理事会のメンバーであってもよいし、そうでなくてもよい。

**第4節** 各役員は、本クラブ細則の定むるところに従って選挙されるものとする。会長に関して別段に規定ある場合を除き、各役員は選挙された直後の7月1日に就任し、選挙された任期中又は後任者が選挙され且つ適格となるまで在任するものとする。

会長は、本クラブの細則の定めるところに従って、会長に就任する日の直前1年以上2年以内の期

間内に、選挙するものとする。会長に選ばれた者は、理事会のメンバーとなり、会長に就任する年度直前の年度の会長エレクトの役をつとめるものとする。会長に、会長エレクトの年度の地区協議会に出席する（正当な理由により出席できない場合は、正式の代理を派遣する）ことを前提として、選挙により会長をつとめることとなったロータリー年度の7月1日に就任し、会長として選挙された年度中、又は後任者が選挙されて就任するまで、その職務に当るものとする。

各役員及び各理事は、いずれも、本クラブの無瑕疵の正会員（アディショナル正会員を含む）、シニア・アクティブ会員、又はパスト・サービス会員のいずれかでなければならない。

## 第 7 条

### 入会金及び会費

第1節 本クラブの正会員・シニア・アクティブ会員、及びパスト・サービス会員は、すべて入会金及び年会費として、本クラブ細則の定める金額を納入しなければならない。但し、本クラブの正会員からシニア・アクティブ会員又はパスト・サービス会員になる者は、2度目の入会金の納入を要しないものとする。

## 第 8 条

### 会員身分の存続

第1節 期間。会員身分は、次に定めるところによって終結しない限り、本クラブの存する間存続するものとする。

第2節 終結する場合 (a) 正会員が本クラブにおいて分類されている職業分類の職業に自ら現実に従事することをやめ、又は本クラブの区域限界内に事業場も住居も持たなくなるか、又はその属していた事業関係を離脱するか、いずれかの場合には、正会員身分は自動的に終結する。但し次の場合はこの限りではない。即ち、(1)正会員が本クラブの区域限界外に移転する場合、本クラブ理事会の承認があれば、その移転して行く先の市町村にあるロータリー・クラブを訪問して知り合いになって貰うために1カ年を超えない期間を限って、特別賜暇を与えて貰うことができる。但しこの場合本人は引き続き同じ職業分類の職業に現実に従事しており、かつ、引続き出席その他すべてのロータリー会員たる条件を充たしていることが前提である；また(2)本人自身の責に帰すべからざる事由によって、その職業分類を失うこととなった正会員は、その職業分類を引続き保持することができ、そして、その職業分類又は新しい職業分類の職業に改めて就くために必要な期間として、1カ年を限り特別賜暇が与えられるものとする。但し、出席義務その他すべてのロータリー会員としての資格条件を引続き充たしていなければならない。その会員身分終結は許された賜暇期間終了後初めて発効するものとする。

本クラブの正会員は、クラブの区域限界内にその事業場も住居も持たなくなった場合でも、本人の新しい事業場又は住居がクラブの存在する市の行政区域内又は隣接クラブの区域限界内にあれば、その会員身分を保持することができる。

(b) (1)国際ロータリー細則第3条第3節(a)項の規定によって選ばれたアディショナル正会員の会員身分は、本人を推薦した正会員の会員身分終結の時又は同正会員が本クラブのシニア・アクティブ会員

になった場合、自動的に終結する。もしかかるアディショナル正会員が直ちに本クラブの正会員に選ばれた場合は、2度目の入会金を納入することを要しない。

(2) 国際ロータリー細則第3条第3節(b)項によって選ばれたアディショナル正会員は、その職業分類が空席となった時に会員でなくなる。但し、その職業分類が再び充填された時は再度選ばれることができる。(しかし、この規定はその職業分類の保持者が国際ロータリー細則第3条第3節(a)項によってアディショナル正会員を推薦する権利を侵すものではない。)

(c) パスト・サービス会員の会員身分は、パスト・サービス会員が再び現実に職業活動に復帰した場合又は本クラブの区域限界内若しくはその周辺の地域に居住しなくなった場合又は国際ロータリー細則第3条第4節(a)項の規定によりシニア・アクティブ会員となった場合は、自動的に終結する。これらのうち第2の場合の規定は、本クラブの正会員からパスト・サービス会員になった者には適用されない。このような会員は、本人が正会員でなくなった当時居住していた地域に引き続き居住することができる。

(d) 名誉会員の会員身分は、本人が選挙された日の直後の6月30日を以て自動的に終結する。しかしながら、理事会はその裁量により、決議を以て、毎年このような名誉会員身分を次年度に継続することができる。このような名誉会員身分は、たとえ選ばれた本人が本クラブの区域限界内に居住しなくなった後も継続するよう理事会が決定することができる。

**第3節 再入会**、正会員の会員身分が前掲第2節の規定によって終結した場合、本人は同じ職業分類又は別の職業分類の下に、新たに入会申込みをすることができる。国際ロータリー細則第3条第3節(a)項の規定によって選ばれたアディショナル正会員のこのような申込みは、他のいかなる申込みにも先立って、申込みに示された職業分類の下に選考されなければならない。もし本人が会員に選ばれた場合、2度目の入会金を納めることを要しない。

**第4節 終結—会費未払**。所定の期限後30日以内に会費を納入しない会員に対しては、そのわかっている最新の宛先に、幹事が、書面を以て催告しなければならない。催告の日付後10日以内に会費が納入されなければ、当該会員の会員身分は自動的に終結する。

このような元会員は、その嘆願がありかつクラブに対する本人のすべての負債が完済されれば、理事会の裁量を以て、会員身分に復帰させることができる。但し、本人の以前の職業分類が既に充填されている場合は、如何なる元会員も正会員に復帰させることはできない。

**第5節 終結—欠席**。(a) 連続4回本クラブの例会に欠席した正会員、シニア・アクティブ会員又はパスト・サービス会員の会員身分は、本条の規定による場合を除き、以下本項に定めるところによって、その欠席を補填(メークアップ)するか又は理事会が正当且つ充分な理由ありと認めて出席を免除しない限り、すべて自動的に終結する。

本クラブの例会に欠席した会員は誰でも、欠席した日の直前の本クラブ例会の定例の時から欠席した日の直後の本クラブ例会の定例の時までの間に他のどこかのロータリー・クラブ又は仮ロータリー・クラブの例会に出席することによってその欠席を補填して、本クラブにおける出席として完全に認められることができる。但し、このような出席の通知が訪問先クラブの幹事によって本クラブに送られなければならないが、当該会員が自らこれを報告しても差支えない。但し、いずれの会員も、その会員の各半期間における例会出席のうち少なくともその30パーセントは、本人の所属クラブにおいて行なうことを要するものとする。但し、その会員が、書面をもってクラブの理事会に申請し、理事

会が正当な理由があるものと認めて免除した場合はこの限りでない。

本クラブの例会を欠席した本クラブの正会員、シニア・アクティブ会員又はパスト・サービス会員がローター・クラブもしくは仮ローター・クラブ又はインター・クラブもしくは仮インター・クラブの例会に出席した場合において、前記の出席が本クラブの指示に基づくもので、かつまた欠席した日の直前の本クラブ例会の定例の時から欠席した日の直後の本クラブ例会の定例の時までの間に行なわれたものであったときは、欠席した本クラブ例会に出席したものとして完全に認められることができる。但しそのような事情について、当該会員は本クラブに通告しなければならない。

本クラブの正会員、シニア・アクティブ会員又はパスト・サービス会員が、他クラブの例会に出席の目的を以てそのクラブの例会定刻に定例会場に赴いた時、当該クラブがその週の例会を休会とし、繰り延べ、若しくはその時間又は場所を変更していた場合には、当該会員は、仮に当該例会が定例の日時及び場所で開かれたとしたら当然与えられたであろうその週の本クラブ例会欠席補填の効力を与えられるものとする。但し、そのような事情の説明が訪問先のクラブ幹事から本クラブに送られなければならないが、当該会員が自らこれを報告しても差支えない。

本クラブの正会員、シニア・アクティブ会員又はパスト・サービス会員で、国際ロータリーの役員又は国際ロータリーの委員会委員又は地区ガバナーの特別代表又は国際ロータリーの従業員として奉仕している者が、ロータリーの用務のため本クラブの例会に欠席した場合は、当該用務に従事している間に出席できなかった例会に出席したと同様の効力が認められる。但しそのような事情については、当該会員は本クラブに通告しなければならない。

国際ロータリー国際大会、規定審議会、国際協議会、国際ロータリー・元並びに現役員のためのロータリー・インスティテュート、国際ロータリー理事会を代行する国際ロータリー会長の承認を得て召集された国際ロータリー元、現並びに次期役員のためのロータリー・インスティテュート、ロータリー地域大会、国際ロータリー委員会会合、ロータリー地区大会、ロータリー地区協議会、国際ロータリー理事会の指示のもとに開催された地区会合、地区ガバナーの指示のもとに開催された地区委員会、又は正式に公表されたロータリー・クラブの都市連合会に出席のため、適切な直行日程を以てする往復の途次、本クラブの例会に欠席した本クラブの正会員、シニア・アクティブ会員又はパスト・サービス会員は、当該例会に出席したと同様の効力が認められる。但しそのような事情について、当該会員は、本クラブに通告しなければならない。

本クラブの例会に欠席した正会員、シニア・アクティブ会員又はパスト・サービス会員で欠席した日の直前の本クラブ例会の定例の時から欠席した日の直後の本クラブ例会の定例の時までの間に国際ロータリー国際大会、規定審議会、国際協議会、国際ロータリー元並びに現役員のためのロータリー・インスティテュート・国際ロータリー理事会を代行する国際ロータリー会長の承認を得て召集された国際ロータリー元、現並びに次期役員のためのロータリー・インスティテュート、ロータリー地域大会、国際ロータリー委員会会合、ロータリー地区大会、ロータリー地区協議会、国際ロータリー理事会の指示のもとに開催された地区会合、地区ガバナーの指示のもとに開催された地区委員会、又は正式に公表されたロータリー・クラブの都市連合会に出席した者には、本クラブの当該例会に出席したと同様の効力が認められる。但し、そのような出席を当該会員は、本クラブに通告しなければならない。

会員が、地区の提唱する奉仕事業に直接かつ現実に従事中のため、その所属するクラブの例会に欠



席した場合において、その事業が僻遠の地で行なわれていて、欠席を補填する機会が全く得られないときは、その会員は、前記の例会に出席したものとみなされるものとする。

(b) このあとに規定されているところを除き、クラブ年度前半の6カ月間又は後半の6カ月間における出席率が60パーセントに達しない正会員、シニア・アクティブ会員又はパスト・サービス会員の会員身分は、正当かつ十分な理由によって理事会が許さない限り、自動的に終結する。

(c) 長期にわたる健康不良又は傷害のために本節の規定に従うことが現実に不可能な会員は、その状態の続く限り、理事会に申請して、出席に関する諸条件を充たすことを免除されることができる。そして本人の欠席は本クラブの出席記録に算入されない。

(d) 一つ又はいくつかのロータリー・クラブで通算20年以上会員であって65歳に達したシニア・アクティブ会員、及び一つ又はいくつかのロータリー・クラブで通算15年以上会員であって70歳に達したシニア・アクティブ会員は、出席規定の適用を免除されたい希望を、書面を以て、幹事に通告することができる。理事会が承認すれば、その会員の欠席は本クラブの出席記録に算入されないが、出席はもし本人が希望すれば算入してもよい。

**第6節 他の原因による終結。** (a) いずれの会員も、会員としての資格条件に欠けるようになった場合は、特にその目的のために召集された理事会の会合において、理事会全員の3分の2を下らない賛成投票によって、その会員身分を終結せしめることができる。

(b) 会員は誰でも資格条件が、理事会が十分と認める理由があれば、特にその目的のために召集された理事会の会合において、理事会全員の3分の2を下らない賛成投票によって、その会員身分を終結せしめることができる。

(c) 前項(a)又は(b)のいずれの場合も、当該会員は、かかる懸案案件について、少なくとも10日間の予告を書面によって与えられて、理事会に対して書面による答弁を提出する機会を与えられなければならない。また、理事会に出頭して、自分の立場を釈明する権利を持つものとする。かかる予告の通達は、対人配達便又は書留郵便によって、わかっている最新の宛先に送付されなければならない。

(d) 会員身分を終結させる決定が行なわれた場合、幹事は、理事会決定後7日以内に、その理事会の決定を、書面を以て、当該会員に通告しなければならない。当該会員はかかる通告の日付後14日以内に、幹事に対する書面を以て、本クラブに提訴するか、若しくは本定款第12条に定める仲裁に訴えるか、いずれかの意思のあることを通告することができる。提訴する場合は、提訴を通告する書面を受理してから21日以内に行なわれるべき本クラブの例会において、当該提訴の聴聞を行なうために、理事会はその日取りを決定しなければならない。このようなクラブ例会及びその例会で行なう特別案件について、少なくとも5日間の予告が、書面を以て、本クラブの全会員宛に与えられなければならない。そしてこのような提訴が審議される例会には、本クラブ会員のみが出席を許される。

(e) 本節の規定によって理事会が正会員の会員身分を終結せしめた場合、もし提訴があれば、これに対する聴聞の期限が切れて本クラブの決定又は仲裁者の決定が発表されるまでは、本クラブは、当該会員の持っていた職業分類の下に新しい会員を選挙してはならない。

(f) もしクラブに対する提訴も行なわれず、仲裁も要求されなかった場合は、理事会の決定は最終決定となる。もし提訴が行なわれた場合は、本クラブの決定が最終決定となる。

**第7節 退会。** いかなる会員も、本クラブからの退会申出では、書面を以て行ない、(会長又は幹事宛)理事会によって受理されなければならない。但し、当該会員の本クラブに対するすべての負債が済済

されていることを前提とする。

**第8節 資産関与権—その放棄。**いかなる理由によるにせよ、本クラブの会員身分を終結した者は、すべて、本クラブに属するいかなる資金その他の財産に対しても、あらゆる関与権を喪失するものとする。

## 第 9 条

### 地域社会 国家及び国際問題

**第1節** 地域社会、国家及び世界の一般福祉は、本クラブの会員にとって関心事である。そしてこのような福祉にかかわる公共問題の功罪は、会員各自が自己の意見をまとめる上の啓蒙手段として、クラブ会合における公正かつ理知的研究及び討議の対象として適切な課題というべきである。しかしながら、本クラブは、如何なる係争中の公共問題についても意見を表明してはならない。

**第2節** 本クラブは、公職に対する如何なる候補者も支持又は推薦してはならない。また本クラブは如何なるクラブ会合においても、かかる候補者の長所又は短所を討議してはならない。

**第3節 (a)** 本クラブは、政治的性質を持った世界問題又は国際政策に関して、決議乃至見解を、採択したり配付したりしてはならない。またこれに関して団体行動を起こしてはならない。

(b) 本クラブは、政治的性質を持った特定の国際問題の解決のために、クラブ、国民、政府に対して嘆願してはならない。また書状、演説、提案を配付してはならない。

## 第 10 条

### ロータリーの雑誌

**第1節** 本クラブが国際ロータリー理事会によって、国際ロータリー細則と合致する本条規定の適用を免除されていない場合、本クラブの正会員、シニア・アクティブ又はパスト・サービス会員となることを受諾することにより、その会員は、自発的に、国際ロータリーの機関雑誌又は国際ロータリー理事会から本クラブに対して指定されている地域的なロータリー雑誌の購読者となる。購読の期間は、6カ月を1期として取扱い、本人が本クラブの会員となっている限り継続し、1期中途で会員でなくなった場合にはその期の末日をもって終わるものとする。

**第2節** 購読料は、半年ごとに、クラブが、その前払金を各会員から徴収し、国際ロータリーの事務局又は国際ロータリー理事会の指定によって購読することとなった地域的出版物の発行所に送金しなければならない。

## 第 11 条

### 綱領の受諾と定款・細則の遵守

会員は、入会金と会費を支払うことによって、綱領の中に示されたロータリーの原則を受諾し、本クラブの定款・細則に従い、その規定を遵守し、これに拘束されることを受諾するものとする。そしてこれらの条件の下においてのみ、会員は、本クラブの特典を受けることができる。いかなる会員も、定款

・細則の印刷物を受取らなかったことを理由として、定款・細則の遵守を免れることはできない。

## 第 12 条

### 仲 裁

会員身分の問題その他定款・細則の違反に関連して、若しくは会員のクラブからの追放に関連して、若しくはその他何事によらず、これらの場合のために規定されている手続きによっては満足に解決できない論争が、会員又は元会員と本クラブ又は本クラブの役員又は理事会との間に起こった場合は、その係争問題は、仲裁によって解決されるべきものとする。

両当事者はそれぞれ1名の仲裁人を指定し、両仲裁人は1名の裁定人を指定しなければならない。裁定人又は仲裁人にはロータリー・クラブの会員のみが指定されることができる。仲裁人によって到達された決定もしくは両仲裁人が一致点に達し得なかった場合の裁定人による決定が、最終であって、当事者すべてを拘束するものとする。

## 第 13 条

### 細 則

第1節 本クラブは、国際ロータリーの定款・細則（及び地域管理が認められている場合には地域管理の手續規則）及び本定款と矛盾しない細則を採用しなければならない。細則は、本クラブの管理のために、更に追加規定を設けるものとする。同細則は、細則中に定めるところに従って時々改正することができる。

## 第 14 条

### 改 正

第1節 時。本定款は、国際ロータリー細則第6条第2節に定める非常事態の場合及び本条第4節に定める場合を除き、規定審議会の決定によってのみ改正することができる。但し、本定款の改正を目的とする制定案の採択に関する審議会の決定に対し、クラブからこれに反対する意思を表示した十分の数の投票が事務総長に提出され、よって国際ロータリー細則第9条第10節(q)項に規定する国際大会の決定を必要とするに至った場合は、本定款は、規定審議会の開かれた翌年の国際大会において、前記改正案が国際大会に付議された時における出席選挙人の投票の過半数をもって改正することができる。

第2節 提案者。本定款の改正は、本条第4節に定める場合を除き、クラブ、地区大会、R. I. B. I. の審議会若しくは大会、規定審議会又は国際ロータリー理事会のみが提案することができる。

第3節 手續。本定款を改正しようとする提案は、すべて規定審議会の開かれるロータリー年度の8月1日以前に、国際ロータリー事務総長の許に提出されなければならない。

国際ロータリーの事務総長は、その写しを、規定審議会並びに国際大会が開かれるロータリー年度の11月1日までに、各クラブの幹事宛に郵送しなければならない。

国際ロータリーの事務総長は、適法に提案された改正案を全部直接審議会に回付しなければならない。

審議会は、かかる適法に提案された改正案、その修正案が提出されていればそれをも、一つ一つ審議して、これに対する採否の決定を行なわなければならない。

**第4節** 本定款の第1条(名称)及び第2条(区域限界)は、定足数を満たした数の会員が出席した本クラブの例会においていつでも、投票する出席会員の過半数の賛成投票によって、改正することができる。但し、当該改正案の通告が、これを議する例会の少なくとも10日前に、各会員に郵送されなければならない。そして更に、かかる改正は、国際ロータリー理事会に提出してその承認を求めなければならない。その承認があって初めてその改正は効力を発するものとする。

註：下線は改正された条項、文言を示す。

## 条 章

### 第 一 章

本定款は、本クラブの目的を達成し、その利益を保護し、その活動を促進し、その名声を高め、その信用を確立し、その活動を維持し、その活動を発展させることとする。

## 条 章

### 第 二 章

本クラブは、本定款の目的を達成し、その利益を保護し、その活動を促進し、その名声を高め、その信用を確立し、その活動を維持し、その活動を発展させることとする。

# 追 録

## 「国際ロータリー定款」及び「国際ロータリー細則」抜粋

1980年規定審議会は「標準ロータリー・クラブ定款」を一部修正し、ロータリー・クラブ会員の資格条件に関する規定を削除した。その理由は、「国際ロータリー定款」及び「国際ロータリー細則」に規定されているところと重複するということであった。しかし、削除された部分は「標準ロータリー・クラブ定款」にも取り入れるべき規定なので、以下に「国際ロータリー定款」及び「国際ロータリー細則」の中の該当箇所の抜粋を掲げる；

### 国際ロータリー定款

#### 第 4 条

#### 会 員

**第3節 クラブの構成。**(a)ロータリー・クラブは以下本項に定める資格条件を備える男子によって構成されるものとし、いかなるクラブもその正会員の資格条件が次に示す所に該当していなければ、国際ロータリーの会員たる資格は認められない。

善良な成人男子であって、職業上良い世評を受けている者、そして

(1) 有益な一般に認められた実業又は専門職業の持主、共同経営者（パートナー）、法人役員又は支配人であるか；

又は

(2) 有益な一般に認められた実業又は専門職業において、裁量の権限ある管理職の重要な地位にあるか；

又は

(3) 有益な一般に認められた実業又は専門職業の地方代理店又は支店を管理権を以て担当する地方代理人又は支店代理人又は支店代表者を勤めていること；

そして

以上いずれの場合も、本人がクラブにおいて分類される職業に、自ら親しくかつ現実にたずさわっており、そしてその事業場又はその住居がクラブの区域限界内にあることを要する。

クラブの正会員は、そのクラブの区域限界内に事業場も住居も持たなくなった場合でも、その新しい事業場又は住居がクラブの存在する市の行政区域内又は隣接クラブの限界内にあれば、その正会員身分を保持することができる。

(b) 報道機関、宗教及び外交官の職業分類を除き、そして、細則に定められているアディショナル正会員の規定を除き、各職業分類毎に1名より多くの正会員があってはならない。

(c) 国際ロータリー細則は、ロータリー・クラブの中に正会員の外にシニア・アクティブ会員・パスト・サービス会員及び名誉会員と呼ばれる会員種類を置く規定を設けることができる。そして国際ロータリー細則は、その各々に対する資格条件を定めるものとする。

第 3 条

クラブの会員身分

第1節 種類。ロータリー・クラブの会員の種類は次の4種類、すなわち、正会員、シニア・アクティブ会員、パスト・サービス会員及び名誉会員とする。

第2節 正会員。国際ロータリー定款第4条第3節に定められた資格条件を有する者は、ロータリー・クラブの正会員に選ばれることができる。

第3節 アディショナル正会員。(a)クラブの正会員は、いずれも、自分と同じ職業分類の実業又は専門職業に現実に従事している者をもう一人正会員に推薦することができ、クラブはこれを正会員に選ぶことができる。この場合、その正会員の職業分類は推薦者の職業分類と同一とする。このアディショナル正会員の資格条件は、国際ロータリー定款第4条第3節に正会員について定められているものと同一とする。このアディショナル正会員は、本節、本項に基づくアディショナル正会員を推薦することができないこと、および、推薦者の正会員身分が終結したとき又はその推薦者がシニア・アクティブ会員になった場合にそのアディショナル正会員身分が自動的に終結することの2点を除いては、すべて正会員に同じとする。

(b) クラブは、その職業分類の保持者の承諾を条件として、かつていずれかのロータリー・クラブの正会員であった者で、その現実にたずさわっている事業の場所又はその住居がクラブの区域限界内にあり、かつ会員となるべきその他の資格条件が備わっている者を、アディショナル正会員に選ぶことができる。

但し；

- (1) いかなる場合でも、一つの職業分類について本節、本項の下に選ばれるアディショナル正会員の数は1名を超えないものとする；
- (2) 本節、本項の下に会員に選ばれるためには、かつて属していたクラブを退会した理由が、本人がそのクラブの区域限界内でそのクラブにおいて本人が分類されていた職業分類の下に現実に職業活動に従事しなくなったということではなければならない；
- (3) 本節、本項の下に選ばれたアディショナル正会員は、その職業分類が空席になったときには会員身分を失う。但し、その職業分類が再び充填されたときは、再度選ばれることができる。(この但し書規定は、その職業分類の保持者が本節(a)項に基づいてアディショナル正会員を推薦する権利を害するものではない。)

第4節 シニア・アクティブ会員。(a)クラブの正会員又はパスト・サービス会員で、その一つ又はいくつかのクラブにおける正会員およびパスト・サービス会員としての経歴が次の各号に定める要件のいずれかに合致している者は、自動的にかつ直ちにシニア・アクティブ会員となるものとする。

- (1) 一つ又はいくつかのクラブで通算15年以上会員であった者、
- (2) 現在60歳以上で、一つ又はいくつかのクラブで通算10年以上会員であった者、
- (3) 現在65歳以上で、一つ又はいくつかのクラブで通算5年以上会員であった者、
- (4) 現在国際ロータリーの役員であるか、又はかつてその役員であった者。

(b) クラブは、任意に、かつてどこかのクラブの会員であった者で、会員でなくなった時点においてシニア・アクティブ会員であった者又はシニア・アクティブ会員になりうる条件を備えていた者を、そのクラブのシニア・アクティブ会員に選ぶことができる。但し、その元会員の住居又はその現実にたずさわっている事業の場所が、そのクラブの区域限界内又はその周辺の地域内にあることを要する。

(c) シニア・アクティブ会員は、次に掲げる事項を除き、すべて正会員と同一の権利、特典及び責任を持つものとする。

(1) シニア・アクティブ会員は職業分類を代表しないものとし、また、

(2) 本条第3節(a)項によるアディショナル正会員を推薦する権利を持たない。

クラブは、シニア・アクティブ会員の従事している職業の職業分類の下に、有資格者を入会させることができる。

**第5節** **バスト・サービス。**(a) 現職から引退したために正会員身分を喪失したかつてのロータリー・クラブ正会員で、一つ又はいくつかのクラブで通算5年以上正会員であった者は、本人が正会員となっていたクラブその他のクラブのバスト・サービス会員に選ばれることができる。このような元会員は、他のすべてのバスト・サービス会員の資格条件を備えている限り、その正会員身分を失った時又はその後いつでも、バスト・サービス会員に選ばれることができる。実業又は専門職業からの引退が、クラブの会員でなくなった後に生じたものであった場合は、これをバスト・サービス会員に選挙することができない。バスト・サービス会員は、本人が正会員となっていたクラブの会員に選挙された場合を除き、入会金の支払を要するものとする。本人が正会員となっていたクラブの場合は、二度目の入会金の支払を要しないものとする。バスト・サービス会員は、本人がバスト・サービス会員となっているクラブの区域限界内又はその周辺に居住しており、また、引続き居住することを要する。但し、本人が正会員となっていたクラブのバスト・サービス会員に選挙される場合はこの限りではない。この場合は、本人が正会員の身分を失った時に居住していた場所に居住することができる。

(b) バスト・サービス会員は、実業又は専門職業の職業分類を代表するものとし、シニア・アクティブ会員になることができないこと（但し本条第4節(a)項に規定されている場合を除く）及びアディショナル正会員を推薦する権利を持たないことの3点を除き、正会員の持つすべての権利・特典及び責任を有するものとする。

**第6節** **二重会員。**何人も、同時に、いくつかのクラブにおいて、正会員、シニア・アクティブ会員又はバスト・サービス会員となることを得ないものとする。

**第7節** **名誉会員。**クラブの区域限界内に居住しているか、または居住していたことのある男子で、同地域又は他の地域において、ロータリーの理想推進のために称賛に値する奉仕をした者を、そのクラブの名誉会員に選挙することができる。

名誉会員は、入会金及び会費の納入を免除されるが、投票権を持たない。クラブの如何なる役職にもつづることができない。職業分類を代表しない。しかしクラブのあらゆる会合に出席することができ、その他クラブのあらゆる特典を享有することができる。名誉会員は本人が会員となっているクラブ以外のクラブにおいては、いかなる権利又は特典も認められない。

**第8節** **宗教、報道機関及び外交官。**二つ以上の宗派の各代表者、二つ以上の新聞社及び／又はその他の報道機関の各代表者及び二つ以上の国の政府を代表する各外交官は、これらの職業分類の下に正会員となる資格を有するものとする。但し、これらの代表者が定款及び本細則に定められた資格条件を

備えていることを要する。

**第9節 公職。**一定の任期を限って選挙又は任命によって公職に在る者は、当該公職の職業分類の下にクラブの正会員となる資格を有しないものとする。これは学校、大学その他の教育施設に奉職する者又は裁判官に選挙もしくは任命された者には適用されない。

クラブの正会員で一定の任期をもった公職に選挙又は任命された者は、その公職に在任中、前記の選挙又は任命の直前に本人がクラブにおいて代表していた職業分類の下に、引き続き正会員としての身分を保持することができる。

**第10節 国際ロータリーの職員。**クラブは、国際ロータリーと雇傭関係に入ったそのクラブの会員の会員身分を、その雇傭関係の続く限り、保持せしめることができる。



# 11. 財 産 目 録

昭和56年6月30日現在  
鹿児島西ロータリークラブ

資産の部			
区 分	内 訳	金 額 (円)	備 考
預 金	旭相互銀行(普通)	1,822,032	一般会計
〃	〃(定期)	1,987,681	特別基金
〃	鹿児島銀行(普通)	909,812	ニコニコ寄附積立金
〃	旭相互銀行(定期)	515,181	退職給与準備金
〃	〃(普通)	2,024,324	特別積立金
〃	〃(定期)	890,000	20周年記念行事基金
〃	〃(普通)	122,470	西ロータリークラブ奨学金
国 債	日の出証券	4,882,140	〃
預 金	旭相互銀行(普通)	7,500	友愛文庫
	計	13,161,140	
備 品	ピアノ外	165,585	定額法による未償却残額

12. 1980-81年度 収支決算書  
1981-82年度 収支予算書

鹿児島西ロータリークラブ

1981. 7. 1

費 目	56 予 算	55 予 算	55 決 算	備 考 (予算)	
(収入の部)					
前年度繰越金	1,822,032	1,017,221	1,017,221		
年会費	13,425,000	13,500,000	13,261,250	⊕75,000×86 ⊖75,000×93	
雑誌代 (ロータリーの友)	214,800	216,000	212,400	⊕ 1200×86 ⊖ 1200×93	
入会金	245,000	200,000	175,000	@35,000×7人	
R財団寄附金 (入会時)	15,400	18,400	15,080	@ 2200×7人	
ビジター会食費	1,050,000	910,000	778,300	@ 1,500×700	
家族会会費	430,000	435,000	440,000	⊕ 5,000×86	
年次大会補助	465,000	465,000	440,000	⊖ 5,000×93	
ニコニコ寄附金 より繰入	800,000	800,000	0		
20周年記念行事基金	895,000	900,000	890,000	⊕ 5,000×86 ⊖ 5,000×93	
雑収入	180,000	170,000	224,449	預金利息, 家族会家族会費	
収入合計	19,542,232	17,716,121	16,538,200		
(支出の部)					
事務局関係	人件費	1,680,000	1,520,000	1,520,000	事務員給料 105,000×12月 及賞与 105,000×4月(賞与)
	退職給与準備金	83,000	76,000	76,000	
	通信費	500,000	450,000	387,220	電話代, ハガキ, 切手代 送金手数料
	事務用品費	80,000	80,000	52,916	事務用品代
	印刷費	300,000	300,000	170,000	市内RC名簿代, 諸報告書, 領収書外
	厚生福利費	250,000	230,000	183,315	保険料, 定期券代
	交通費	50,000	40,000	32,730	諸車代
	図書費	15,000	15,000	0	本代
	借室料	120,000	120,000	120,000	@ 10,000×12ヶ月
計	3,078,000	2,831,000	2,542,181		

費 目		56 予 算	55 予 算	55 決 算	備 考 ( 予 算 )
委 員 会 関 係	出 席	210,000	210,000	170,000	連続出席表彰記念品代外
	S A A	10,000	0	0	名札作成
	会 員 選 考	5,000	5,000	0	
	会 員 増 強	10,000	10,000	0	
	職 業 分 類	60,000	60,000	48,000	職業分類表作製
	親 睦 活 動	1,330,000	1,100,000	1,043,118	誕生(夫婦), 結婚記念品代 家族会経費
	プ ロ グ ラ ム	150,000	150,000	105,000	卓話謝礼
	ロ ー タ リ ー 情 報	200,000	190,000	70,240	文献代, ローターリー手帳
	広 報	200,000	75,000	16,810	会議費, 写真代
	会 報 , 雑 誌	900,000	820,000	852,700	ロータリーの友代 週報印刷代
	職 業 奉 仕	80,000	80,000	55,500	職場訪問時記念品代外
	社 会 奉 仕	250,000	250,000	129,800	
	青 少 年 奉 仕	1,300,000	1,200,000	961,084	インター, ローター, 諸行事経費外
	国 際 奉 仕	150,000	85,000	73,600	
ロ ー タ リ ー 財 団	10,000	10,000	0		
計		4,865,000	5,010,000	4,188,252	
R	人 頭 分 担 金	334,730	301,875	276,933	㊦1870×86 ㊦1870×93
I	R 財 団 寄 附 金	78,320	81,880	72,792	@ 220×89×4回
関	〃 ( 入 会 時 )	15,400	18,400	15,080	@2,200×7人
係	米 山 記 念 奨 学 金	134,250	135,000	129,750	㊦ 750×86 ㊦ 750×93
計		562,700	537,155	494,555	
地 区 関 係	地区大会分担金	260,000	260,400	246,400	@2800×93
	地 区 協 議 会	300,000	300,000	233,300	地区協議会登録料, 宿泊料 旅費
	地 区 資 金	322,200	324,000	311,400	㊦1,800×86 ㊦1,800×93
	地区青少年 交換資金	134,250	135,000	129,750	㊦ 750×86 ㊦ 750×93
	ガバナー事務所費	134,250	117,000	112,450	㊦ 750×86 ㊦ 750×93
	世界社会奉仕	46,500	46,500	26,400	@ 500×93
	ガバナー月信購読料	107,400	90,000	87,500	㊦ 600×86 ㊦ 600×93
計		1,305,000	1,272,900	1,147,200	

費 目	56 予 算	55 予 算	55 決 算	備 考 (予算)
拡 大 事 業 費	50,000	50,000	0	
会 議 費	350,000	280,000	116,520	会長、幹事会費, ロータリー学習会費補助
会 食 費	5,950,000	5,180,000	4,393,900	例会食事代 85人×50回×1,400円
雑 費	600,000	450,000	349,060	慶弔費、記念品代 (ガサ一分区代理)ハサー作成
備 品 費	100,000	100,000	0	
特 別 基 金	100,000	100,000	100,000	㊤ 50,000 ㊦ 50,000
四つ子育成基金	43,000	90,000	86,500	㊤ 500×86
20周年記念 行事基金	895,000	900,000	890,000	㊤ 5,000×86 ㊦ 5,000×93
年次大会補助	465,000	465,000	408,000	地区年次大会、登録料外
計	8,553,000	7,565,000	6,343,980	
予 備 費	1,178,532	(32,700) 500,066		
支 出 合 計	19,542,232	17,716,121	14,716,168	
差 引 残 高			1,822,082	

※ 予備費の内、使用額 委員会関係、会報雑誌 32,700円

56X071(㊤) 56X072(㊤)	25,000	27,100	27,100	会 員 代 理 人
56X073(㊤) 56X074(㊤)	17,000	8,218	7,820	会 報 寄 附 費
56X075(㊤) 56X076(㊤)	1,000	1,500	1,500	( 寄 付 金 )
56X077(㊤) 56X078(㊤)	12,000	8,000	8,000	金 庫 費
56X079(㊤) 56X080(㊤)	1,000	1,000	1,000	抽 籤 費
56X081(㊤) 56X082(㊤)	1,000	1,000	1,000	会 報 寄 附 費
56X083(㊤) 56X084(㊤)	1,100	1,100	1,100	会 報 寄 附 費
56X085(㊤) 56X086(㊤)	6,700	6,700	6,700	会 報 寄 附 費
56X087(㊤) 56X088(㊤)	1,100	1,100	1,100	會 報 寄 附 費
56X089(㊤) 56X090(㊤)	2,000	2,000	2,000	會 報 寄 附 費
56X091(㊤) 56X092(㊤)	1,700	1,700	1,700	會 報 寄 附 費
56X093(㊤) 56X094(㊤)	1,700	1,700	1,700	會 報 寄 附 費

費 目	56 予 算	55 予 算	55 決 算	備 考 (予算)
特 別 基 金				
(収 入)				
前年度繰越金	1,987,681	1,743,293	1,743,293	
基金特別負担金	35,000	40,000	35,000	
一般会計より繰入	1,000,000	1,000,000	1,000,000	
雑 収 入	1,000,000	50,000	1,093,888	
収 入 合 計	2,222,681	1,933,293	1,987,681	
ニココ寄附積立金				
(収 入)				
前年度繰越金	909,812	201,244	201,244	
寄附金収入	900,000	850,000	782,100	
雑 収 入	15,000	15,000	13,418	
収 入 合 計	1,824,812	1,066,244	996,762	
(支 出)				
友愛文庫へ繰入	1,000,000	86,950	86,950	
一般会計へ繰入	800,000	800,000	0	
支 出 合 計	900,000	886,950	86,950	
退職給与準備金				
(収 入)				
前年度繰越金	515,181	416,988	416,988	
一般会計より繰入	83,000	76,000	76,000	
雑 収 入	20,000	10,000	22,193	
収 入 合 計	618,181	502,988	515,181	
特別積立金				
(収 入)				
前年度繰越金	2,024,324	1,975,963	1,975,963	
雑 収 入	40,000	30,000	48,361	
収 入 合 計	2,064,324	2,005,963	2,024,324	

費 目	56 予 算	55 予 算	55 決 算	備 考 (予算)
20周年記念行事基金				
(収 入)				
前年度繰越金	890,000	0	0	
一般会計より繰入	895,000	900,000	890,000	
雑 収 入	30,000	0	0	
収 入 合 計	1,815,000	900,000	890,000	
西ロータリークラブ奨学金				
(収 入)				
前年度繰越金	5,004,610	4,969,900	4,969,900	
雑 収 入	400,000	300,000	395,960	池口会員よりの寄附金 10万円含む
収 入 合 計	5,404,610	5,269,900	5,365,860	
(支 出)				
奨 学 金	360,000	360,000	360,000	@5,000×12カ月×6人
通 信 費	1,200	1,200	1,250	
支 出 合 計	361,200	361,200	361,250	
西ロータリークラブ友愛文庫				
(収 入)				
前年度繰越金	7,500	19,634	19,634	
ニコ ニコ寄附金より繰入	100,000	86,950	86,950	
雑 収 入	1,000	1,000	1,266	
収 入 合 計	108,500	107,584	107,850	
(支 出)				
本 代	100,000	100,000	100,350	
支 出 合 計	100,000	100,000	100,350	

### 13. 備 品 内 訳

品 名	取得年月	取得価額	耐用年数	減価償却累計額	未償却残高
国旗	昭38.5	7,600	8	7,220	380
クラブ旗	""	9,200	"	8,740	460
タスキ (6)	""	2,620	"	2,489	131
バナ立台 (2)	""	4,000	"	3,800	200
会場バッチ (4)	""	8,800	"	8,360	440
時計 (1)	""	8,000	10	7,320	-680
ビクターバッチ (3)	""	5,580	8	5,301	279
鐘 (1)	""	10,000	15	9,000	1,000
木印 (会長)	38.7	1,290	8	1,226	64
" (幹事)	""	1,500	"	1,425	75
額縁 (2)	38.9	7,500	"	7,125	375
スチール片袖机 (2)	38.10	25,800	15	24,752	1,048
スチール椅子 (2)	""	9,900	"	9,498	402
保管庫 (1)	""	11,700	"	11,225	475
ロッカー (1)	""	7,500	"	6,750	750
書棚 (1)	""	7,200	"	6,480	720
卓上電話機 (1)	""	7,140	10	6,426	714
石油ストーブ (1)	38.12	7,000	8	6,650	350
デュプロ (1)	39.2	35,000	5	33,250	1,750
ピアノ (ヤマハ) (1)	41.3	227,025	15	204,823	22,202
会場用バッチ (4)	43.10	3,300	8	2,970	330
書棚 (1)	44.1	4,500	15	3,471	1,029
本立 (1)	""	4,000	"	3,081	919
黒板 (1)	""	1,300	8	1,170	130
親睦タスキ (4)	44.11	2,320	"	2,088	232
カーテン	45.8	9,024	"	8,122	902
会場用バッチ (3)	46.3	6,600	"	5,940	660
ロータリーの歌 (ビニール製)	46.7	12,000	"	10,800	1,200
カラーテレビ	48.1	68,000	5	61,200	6,800
デュプロ印刷台	48.12	132,300	3	119,070	13,230
カセットテープレコーダー	49.2	32,800	5	29,520	3,280
名札立て	51.7	100,000	8	56,250	43,750
タイプライター	""	185,000	3	166,500	18,500
演台	53.4	45,000	8	33,72	41,628
計		1,010,499		844,914	165,585

90/21